

午前10時5分 開議

議長（藪野 勤君） おはようございます。ただいまから平成11年第1回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において21番 北出寧啓君、22番 林 治君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、付託議案第19号 平成9年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第21、付託議案第38号 平成9年度大阪府泉南市水道事業会計決算認定についてまでの以上20件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成9年度泉南市各会計決算認定20件に関し、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長 真砂 満君。

決算審査特別委員長（真砂 満君） おはようございます。議長から指名を受けましたので、過日の定例会におきまして決算特別委員会に付託を受けました平成9年度大阪府泉南市一般会計決算を初めとする各会計決算の合計20件につきまして、その決算審査の結果報告を申し上げます。

本決算特別委員会は2月1日から2月4日までの4日間の日程で開催され、不肖私が委員長に、そして副委員長に松本雪美委員が互選され、その任につかせていただきました。どういうわけか本特別委員会の正副委員長の就任には、各委員の奥ゆかしさかどうかはわかりませんが、積極的な就任がございませんでして、運営に協力をいただくことをお願いをし、就任をいたしたわけでございます。議長選の際にもぜひそうしたスタンスで各議員が臨まれることを切に期待をいたすところであります。

さて、その中身でございますが、まず一般会計分の歳入から審査を行い、歳出部門に移りました。続いて、樽井地区財産区会計から水道事業会計までの各財産区会計及び特別会計決算19件につき

まして、順次審査を行いました。全会計に対する個々の審査を終了し、その後に市長の出席を求めて総括質問を行い、順次討論、採決に入りました。

そのうち討論のあった会計は、一般会計、国民健康保険事業特別会計及び下水道事業特別会計であり、それぞれ採決をした結果はお手元に御配付をさせていただいておりますとおり、賛成多数をもって原案どおり認定可決されました。

以上が結果についての報告でございますが、決算審査の経過概要並びにその結果の報告は、さきにお配りさせていただきました委員長報告書のとおりでございますので、その点御了承いただきたいと思っております。

本特別委員会では、各委員とも慎重かつ精力的に審査をいただいたこと、そして委員会運営に御協力を賜ったことをあわせて御報告申し上げたいと思っております。

今回の委員長報告が従前にはない形での報告となりましたが、議会事務局の皆さんに御迷惑をかけるという前提での報告でございますので、この報告のあり方についても御意見を賜りたいと思っております。

議員各位には委員会同様御理解を賜り、御賛同いただきますようお願い申し上げます、御報告とさせていただきます。

以上です。

議長（藪野 勤君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありますか。——小山君。

2番（小山広明君） 私、議員にならしていただいて初めて決算委員会の報告が事前に文書で配られたということは、大変意味のあることだと思います。議員が事前にそういう資料が配られて、そして十分に議論ができるということで、委員長のリーダーシップに大変感謝申し上げます。

ざっと読まさせていただきました、そういう議論があったというだけの報告……（林 治君「議事運営について」と呼ぶ）報告があるわけなんですけども、もう少し中身を書いた報告書にしてもらわないと、そういう議論があったというだけでは市民が後で議事録を読んでも、一体どういう中身なのかということがなかなかわからない内容では

ないかなと思うので、もう少し委員会での質疑の中身をやはりここに書いていただく必要があるんじゃないかなということも1つ思いました。

そういう点で、委員長、初めてのこういう提案の仕方というのか報告の仕方でありますから、いろいろ気を使われたこともあるし、また配慮されたところもあると思うんですが、そういう点で委員長もこの報告書を提出するに当たって、中身についてどういう指示をされ、どういう課題なり問題点があるのかをちょっと御報告いただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 委員長からは9年度の決算審査をしたという報告で、あとこの文書で、これ何ですか、1ページのことはそのまま、2ページからのことを省略をしたということなんですか。ちょっとその点がはっきりしないんですね。

ここは議場ですから、今のこの発言は議事録にとどめ置かれておると思うんですが、結局決算審査の中身というのは、確かに事前に文書では配られておりますが、議場での報告は全くないわけですね。このままではね。ないというのと一緒なんですよ。そういうことで果たして、議長、いいのかどうか。ないものを質疑することになるんですよ。これは事前に何らかの対応措置をきちっとしておいた上で、その上でこういうことが実際可能であればそうすると。本会議場でそのことについて問わなければならないということ自体、議長の運営が問題なんですよ。

議長（藪野 勤君） 議会の運営は議長にございますけれども、委員長の審査につきましては特別審査委員会の方へ付託いたしまして、委員長の権限でもちましての報告でございます。会議規則39条によりましてそのことの規定がございます。それにつきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。内容につきましては問題があるとすれば、委員長に対しての御質問をいただいたら結構かと思えます。林君。

22番（林 治君） いや、内容に問題があればじゃなしに、その内容が議場では正規に報告をされていませんよと言うてんです。それで問題があれば質疑せえというのは、議長自身そんなこ

とを言えば、これはやっぱり問題です。内容が報告されておらないのに何を質疑するんですか。議長、決算委員会に付託審査お願いしてることはそら事実ですよ。そのことはだれも、そんなもの今ごろしていないなんて言うてるんじゃないんです。その報告のあり方を問題にしてるんですよ。

だから今、本会議場で、それをひもとしてごらん下さい。それは何も出てないんですから。だから、そのことも何もなしのままで、これ質疑はやれたって、やる方もおかしくなるし、報告してないんですから、中身は。そらそういう議事の運営というのはあり得ないですよ。

これまでに、この議場がここで使われてからも、この決算の審査についての報告について認めるか認めないかということから含めて、大変なことがあったんですよ、過去には。それはきちっとそこところは議長、ちゃんと事前にですね。これは余り会議録に載るような形でいつまでも議論してるわけにいかん問題ですよ。

議長（藪野 勤君） ただいま林君の方から、委員長の報告の内容の読み上げがないということでの運営についての問題でございますけれども、先ほど申し上げましたように、委員長の方でさきにその内容につきましては詳しく記載の上、1つの参考内容としてのお配りをしてあるという措置しております。それにつきましては、ここで議事録に載る載らないの問題ではないと、このようにも考えます。

それと同時に、委員長の方からそのような取り扱いをひとつお願いしたいということでもございますので、その報告の内容につきましては委員長の権限でもございますので、そのような運営をひとつ図ったわけでございます。

今、過去には重要な問題が提起したこともあったと。私の記憶しておる限りでは、本会議の中で決算の報告をただいまのような形で、内容も配付されないままに省略されたという経過もございますので、私の方でそのような運営の中で判断をさせていただいたと、こういうことでございます。林君。

22番（林 治君） いや、議長のお考えで進めるとやっぱりぐあい悪いですよ。だから、報告

書があるんですから、その報告を読めば議事録に載るわけですから、その上でそれに対する質疑というのが普通の話です。ここは議場なんですよ。載ってないものを報告があったというふうに認めよというのは、それは議長がそういうふうに考えてやること自身がおかしいんですよ。これは事実載ってないんですから、きょうの議事録に載ってないんですから。これが報告書だというのなら、きちっと読み上げてやるというのが普通の話です。

過去の話で議長がおっしゃいますが、例えば代理でだれかが読むとかいうことは私も記憶しています。委員長が読めないのなら、その理由を明らかにして代理で読んでいただいたらどうですか。

議長（藪野 勤君） ただいまも議事録の掲載がないということで、議長の方で判断して、それを審査できないというふうな発言でございますが、先ほどから申し上げますと、日程の変更ではございません。委員長の報告に関する問題でございますので、委員長の扱いの方で、私の方でそのような1つの議場の中で運営を図らしていただいておりますので、よろしく御了解のほどお願いいたします。

〔和気 豊君「議長、議事運営」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 極めてこれは議長の議会運営にかかわる問題だというふうに私は思います。通常、付託案件については、その付託の中身をいわゆる当該の付託された委員会の代表者が報告をして、そして質疑に供する、討論、採決、こういう議会運営のルールですね。これを今回も議長がお守りになるのかどうか。これは極めて議長の議会運営にかかわる問題だと、私はそういうふうに思います。簡単なことです。

それで、真砂さんも以前に百条調査委員会の間取りまとめの報告をされました。そのときには文書も出されておりましたし、その文書に基づく詳細な報告が口頭でなされました。そして、質疑を保障されたわけでありまして。そういう審議の場である本会議、質疑を最大限に保障しなければならない本会議の場で、質疑に供するその前段のことを省略されるというのは、これは極めて問題が多いことではないかと、こういうことで、議長の

本案件に対する取り扱い、これを私はお願いをし、発言を求めたいと思います。

議長（藪野 勤君） このままで暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

議長（藪野 勤君） 会議を開きます。

ただいまの議事進行につきまして、委員長の見解を問います。真砂君。

決算審査特別委員長（真砂 満君） 今回、異例な形での報告に対しましてさまざまな御意見をいただきまして、貴重な時間をいただいております。その点についてはおわびを申し上げたいというふうに思います。

ただ、今林議員、和気議員の方から発言があった趣旨については十分理解をいたすところでございますけれども、現実問題としてどうでしょう、皆さん、ここで委員長報告として早口で1時間半もしくは2時間ぐらいざあっと読み上げて、一体ほんとの中身がわかるでしょうか。

私は、事前にその委員長報告書を提出することによって、その中身を十分に各議員さんにお示しをし、御理解をいただき、そのことをもって議論していただく方がいいんじゃないのかなというふうに考えまして、今回そのような形での報告をさせていただいたわけでございます。その辺の趣旨については皆さんで御検討いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

〔林 治君「議長、議事運営について」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 今委員長が言われた事前に報告書を出したというのは、これは決算委員会にこれからこういう真砂委員長のやられた方向については、私はよいことだと思いますよ。だからといって、それがこの本会議場できちっと報告しないということとのかかわりは、全く違う問題なんです。そこをごっちゃにして、さきに出したからいいんじゃないかというような理屈は、これは私は通らんことだと。

だから、きちっと委員長はここで報告して、それを受けて質疑があれば質疑すると、こういうふ

うにするのが普通の話です。でないと、これから議場で、市長が市政運営方針も早くから出してから、それも市長も出してあるから一言言うて、もう出していますのでよろしくというような話になってくると、全部そうなんです。同じことなんです。議場というのはそんなもんです。市長は早くから家まで送ってくれますよ、市政運営方針については。

議長、こういう問題はきちっと事前によく議論をして、どう扱うかということはやるべきです。でないと、本会議場でこういう議論をしなきゃならないということ自身もおかしいんです。きちっとやるべきです。

〔南 良徳君「議長、議事運営」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 南君。

11番（南 良徳君） 今いろんな御意見もあるところでございますけども、休憩をとっていただいて議会運営委員会を開催していただきたいというふうに要望いたしますので、よろしく御配慮お願いいたします。

議長（藪野 勤君） 暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前11時 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの委員長報告につきましてでございますが、議会運営委員会の協議の結果といたしまして、今回の委員長報告につきましては慣例どおり内容の報告を受けたいということに決定を見ていただきましたので、そのように計らってまいります。真砂君。

決算審査特別委員長（真砂 満君） 大変貴重なお時間を拝借いたしまして申しわけございません。意図と違う方向に進みまして、かえって迷惑かけたようでございます。申しわけございません。早速報告をさしていただきたいと思っております。

過日の定例会において本決算特別委員会に付託を受けました平成9年度大阪府泉南市一般会計決算を初めとする各会計決算の合計20件につきまして、その決算審査の経過概要並びにその結果の御報告を申し上げます。

初めに、本決算に当たりましては、4日間にわ

たる日程のもと慎重かつ精力的に審査をいたしました。報告に当たり多少報告漏れがあるかと存じますが、その点よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

なお、審査の結果につきましては、皆様方のお手元に御配付いたしております委員会審査報告書のとおりでございますので、御参照賜りたいと思っております。

さて、本決算特別委員会に審査を付託されております平成9年度各会計決算につきましては、過日、2月1日から2月4日までの4日間にわたり、委員及び市長以下関係理事者の出席のもとに開催し、各会計決算の各分野において慎重なる審査を行いました。

それでは、これより順次各会計ごとに区切って御報告を申し上げますが、主要施策の成果説明の説明部分と重複する質疑においては、一定省略させていただきますので、その点御了承賜りたいと思っております。

それでは、まず一般会計分の歳入から審査の概要を申し上げます。

初めに、平成9年度における市税の徴収率、及びその中で関空関係分を除いた徴収率、並びに特別徴収、普通徴収分の徴収率は幾らか示されたいとの問いに、徴収率については83.62%、関空関係分を除く徴収率については78.02%であり、市民税現年度分については特別徴収分99.71%、普通徴収分では79.74%であり、あわせて法人税現年度分の徴収率97.94%であるとのことでした。また、徴収率については、対前年度比で2.63%の減であるとのことでした。

なお、徴収率については、以前から事あるごとに指摘されてきているところであるが、今年度の徴収率83.62%は府下でも低位であり、その原因はどのように考えているのかとの問いに、主たる原因については正確に出ないが、考えられる要因としてはバブル経済の崩壊により長期にわたる景気の低迷が継続し、その回復が不透明であり、特にその中であって企業の倒産、リストラ等が消費の拡大を抑えることにより、市税を取り巻く環境に影響していると考えており、あわせてその中で特に本市では中小零細企業が多く、地場産業で

ある繊維産業の衰退が、昭和60年当時で工場362社が平成7年統計では180社となり、従業員数でも4,327人が1,773人に減少しており、出荷額等においてもその落ち込みが顕著にあらわれており、さらに納税方法についても全納から分納にと変わり、その上、企業の縮小、リストラ、閉鎖等による退職により、納税者に対する納税形態が特別徴収から普通徴収に変わった点等々が徴収率に悪影響しているのが大きな原因であると考えているとのことでしたが、この答弁を聞くとき、何もそのことだけが徴収率を低くしているものではなく、バブル経済の崩壊、経済不況は承知しており、他市においても条件は同じであり、さらに一歩進んだ努力が必要と思うので、今後の対応として市民のコンセンサスが得られるよう種々研究して徴収率向上に努力してほしいとの意見がありました。

また、収入未済額にあつては前年度決算より3億6,000万円程度増加し、不納欠損については倍増しているが、何も手段を講じないままほうっておけばおのずと5年で時効の対象になり、今後バブル期の滞納分が時効の対象となってくると思うが、本決算によれば市税の収入未済額が総額で20億円となり、近隣市との予算規模及び収入未済額と比較すれば、本市の場合、予算規模に対し収入未済額が多く、その原因は経済の長引く不況との説明であるが、現在の経済不況は本市のみでなく、この問題を放置すれば数値的にさらに悪化し、このままでは徴収率80%も確保できないのではないかと、その点どのように考えているのかとの問いに、これについては、一般的にバブル経済崩壊だけでは済まされないと思慮しており、特に滞納処理に当たっては工夫を凝らし対応に努めるべく、その一策として夜間に幹部職員の臨戸徴収を実施し、一定効果も出ており、不名誉な地位をできるだけ早く挽回するよう努力していく考えであるとのことでした。

また、徴収率の向上については、担当課の日夜の努力は理解するが、その成果が数値としてあらわれてこない上、臨時徴収として管理職による臨戸徴収を行っているが、年間を通じて実施しないと効果は出ないと思うが、それには特別なチーム

をつくるなど職員体制の見直しを行う考えはないかとの問いに、現在限られた人数で職員が臨戸徴収に当たっているが、職員の増については今後検討していく必要があると思うが、現状では特別チームをつくるというような大幅な人員増は困難であると考えているとのことでした。

さらに、平成10年度において法的措置をとられた件数は322件ということで、納税者に厳しい対応をしていることは一定理解できるが、それにかかわって他市における法的措置の状況を把握しているのかとの問いに、これについては個人プライバシーに係る関係上、情報交換等はできないのが実情であり、把握していないとのことでした。

さらに、泉南市に行けば市民としての義務から逃げられるというようなことが言われないう、理事者のモラルの向上と意識改革が絶対必要との強い意見がありました。

次に、地方譲与税の減収となった主たる内容を具体的に示せとの問いに、地方譲与税の消費譲与税については平成8年度までの制度であつて、平成9年度より地方消費税交付金制度が創設された関係上、減となっているものであり、その内容としては、消費譲与税については平成8年度は約2億6,000万円、平成9年度は約9,000万円となっており、その差額約1億7,000万円が減収となるが、その減額分については、地方消費税交付金として臨時税収補てん債3億4,260万円を発行し、一般財源として執行されたとのことでした。

次に、本市の経常収支比率が平成9年度において103.5%という現状から見て、既に投資的経費に一般財源を充当できない厳しい状況になっていると思うが、その状況を示せとの問いに、市債の状況としては平成9年度末で約247億3,500万円となり、経常的収入でもって人件費等の義務的経費を賄わなければならない状況であり、これまで起債、基金の取り崩しで対応してきたのが現状であるとのことでした。

次に、使用料全般に係る問題として、住宅使用料等の収入未済に対する対応はどのようにしているのか。また、同和住宅使用料で、現年度分が既に収入未済が出ていると聞くが、市はどのような

対応をしているのか示せとの問いに、平成9年度における同和住宅の滞納件数は57件であり、平成9年度決算以降に過年度分の徴収を行ったところ、一定の成果が出ているところであるが、今後とも集金人に対する指導監督を十分行い、滞納額並びに件数が減少するよう鋭意努力していく考えであるとのことでした。

なお、家賃が未払いとなっている方については、法に基づき毅然たる態度で取り組んでいきたいとのことでした。

また、総務使用料のうち庁内食堂使用料については、平成9年度末で滞納額が155万円となり、現在まで再三にわたる話し合いを行うとともに、あわせて各市の食堂の状況を調査しており、早期に円満解決が図れるよう努力していくとのことでした。

さらに、保育所保育料で滞納額がふえているが、その内容について示せとの問いに、保育料については、今決算において423万8,000円の収入未済があり、前年に比し180万円増加しているのが現状であり、収入未済の現年度分については、保護者に対して保育料の納入文書を通知し、鋭意徴収に努力しているとのことでした。

以上が、歳入部門における質疑の主たる概要でございます。

続いて、歳出部門について御報告申し上げます。

まず、議会費について申し上げます。初めにCATVで本市議会の会議風景を放映することについては検討しているのかとの問いに、現在CATV事業については、貝塚市、泉佐野市、熊取町、田尻町、泉南市の3市2町で放映しており、平成11年の4月から阪南市、岬町についても放映を予定しているところであり、御指摘のCATVでの本会議の会議風景の放映の件であります。今のところ3市2町では同じ番組を放映している関係上、個々の市に個々の番組を放映することができない状態にあるとのことでした。

次に、旅費のうち費用弁償の内容を示せとの問いに、その内容については、各会派、常任委員会、及び特別委員会の行政視察に係る旅費、並びに議長関係旅費であるとのことでした。

次に、負担金及び補助金について、その内容を

示せとの問いに、まず負担金については全国市議会議長会を初めとする各種議長会及び協議会加盟による負担金であり、その積算についてはいずれも人口割、均等割等により負担配分された金額であり、補助金については市政調査研究費補助金、及び市議会運営費補助金であるとのことでした。

このほかに、食糧費、議会図書購入費について若干の質疑がありました。

次に、総務費について申し上げます。まず初めに、空港連絡南ルートに関する調査に係る調査委託料について、調査の成果を具体的に示せとの問いに、この調査については、南近畿の発展、繁栄と災害時の安全性の確保のため、平成7年度から大阪府との共同で行っているものであり、平成7年度は4つの視点で分析をし、平成8年度はその視点に基づいていろいろな指標、具体的事例を加味して調査を行い、平成9年度は、平成7年度及び平成8年度の調査を踏まえて、地域側の受け入れ条件と空港側の受け入れ条件といった2つの大きな観点から調査を行っているとのことでした。

これに対し、この調査委託に100万円を要しているが、将来的に空港連絡南ルートが実現する可能性についてどう考えているのかとの問いに、南近畿の発展、繁栄と災害時の安全性の確保、地域整備計画、空港全体構想の実現等、そういったもろもろの点から考えると、代替機能としての連絡ルートが必要であると考えているところであり、大阪府もこのような認識のもとに、大阪湾臨海整備計画に南ルートを取り入れるとともに、国への要望事項にも盛り込み、さらに昨年秋には、泉州9市4町で構成する関西国際空港連絡協議会の国への要望事項にも初めて盛り込まれたとのことでした。

ちなみに、平成7年度から大阪府と共同で行ってきた南ルートの調査については平成10年度で終了するが、今後はこの成果をもとに、さらに一歩踏み出した形で南ルートアクセスの早期実現を目指し、さらに積極的に要望活動に取り組んでいく考えであるとのことでした。

次に、ワードプロセッサ借上料及びパソコン借上料について、各款にわたって記載されており、合算するとかなりの金額になるが、全体的に把握

をしているのかとの問いに、各部課単独で借り上げているもの、また個人で持ち込んでいるものなどがある関係上、全庁的には把握できていないが、今後ワープロ及びパソコンについては全庁的に把握していく考えであるとのことでした。

これに対し、全庁的に行政改革に取り組んでいる中で、全体的に把握していないということは問題であり、今後の効率的な財政運営の点からも、ワープロ及びパソコンの借上料の総合計金額を把握しておくべきであるとの意見がありました。

次に、財産管理費の中の備品購入費について、その内容を示せとの問いに、これについては老朽化が著しい公用車の廃車を行い、新車を購入したものであるとのことでした。

これに対し、本市はかなりの台数の公用車を所有しているが、排出抑制等の観点から市として低公害車を積極的に推進していくべきであると思うが、一定購入計画についてはどうなのかとの問いに、現在低公害車としては、電気、天然ガス、メタノール、ハイブリッド等の各自動車があり、排出抑制等の観点から、生活環境及び地球環境の保全、並びに健康の保護を図る目的として、行政が率先して低公害車の推進を図っていくべきであるという認識を持っているが、これらの各自動車については価格及び改造費等においてコストが高く、さらに燃料補給施設等のインフラの未整備等がある関係上、低公害車の推進が図られていないのが現状であるが、市としては財政状況等を勘案した中で、軽四輪車の購入を計画しているところであり、今後ともコスト面、及びインフラ整備の実情を見ながら低公害車の購入を図っていく考えであるとのことでした。

次に、人権啓発費の中の報償費について、その内容を示せとの問いに、これについては人権啓発課で所管している同和問題、障害者問題、在日外国人問題、女性問題の啓発に係る講演会等の講師に対する謝礼であるとのことでした。

また関連して、女性政策の実施計画について、その進捗状況を示せとの問いに、本市の女性プランは女性政策の目標あるいは重点方針等々を体系化したものであり、現況としては厳しい財政事情の中ではあるが、施策の把握、体系化を通して実

施に向けて計画しているとのことでした。

これに対して、大阪府下のどの市においてもしっかりと位置づけをもって女性政策を進められており、本市においても他市におくれをとらないよう、女性政策の実施計画については早急に行うべきであるとの意見がありました。

次に、駐車場管理業務委託料について、その内容を示せとの問いに、これについては泉南市駐車場条例第15条に基づき、平成8年7月より泉南市同和事業促進協議会に地区内市立駐車場管理業務を委託しており、具体的な内容は駐車場使用料の収納業務、駐車場の巡回監視業務、駐車場の清掃業務、軽微な補修であり、管理業務委託前と現況を比較すると、適正な使用状況が確保され、良好な環境保全がなされており、ちなみに使用料についても常時完納されているとのことでした。

次に、民生費、衛生費について、一括して申し上げます。

まず、民生費の中で傷痍軍人会、軍恩連盟、遺族会運営補助金について、過去の戦争についてはいろいろ議論のされているところではあるが、平和な社会を築くためにどのような事業がなされているのか、また予算執行に当たっての考え方を示せとの問いに、恩給受給、改定時の説明及びその取り扱いの説明並びに研修会への参加の呼びかけや追悼式の実施等が主な内容であり、考え方については、さきの大戦で不幸にして傷を受けた方、死亡した人たち、またその家族に対して一定の補助をしているものであるとのことでした。

次に、寝たきり老人無料調髪委託について、その実態を示せとの問いに、寝たきり老人1名につき年3回を限度とし、市内の理髪組合に加盟されている方に訪問していただき実施しており、ちなみに平成9年度は対象者115名のうち17名の利用があったとのことでした。この事業については、もっと利用率が高くなるよう努力を願いたいとの意見がありました。

次に、扶助費の在日外国人給付金について実態を示せとの問いに、昭和57年1月1日に国民年金が改正され、外国人に国民年金が支給されるようになったが、適用されなかった方15名に対し、月額1万円を支給したとのことでした。

次に、施設入浴サービス事業について状況を示せとの問いに、在宅で入浴困難な方を対象として、送迎にて入浴サービスを7月までの3カ月間実施していたが、総合福祉センターがオープンしたことに伴い、同センターでのデイサービス事業として入浴サービスが受けられるようになったとのことでした。

次に、老人クラブ運営補助金について、1クラブ50人未満であれば補助金が支給されないと聞かすが、その実態と考え方を示せとの問いに、現在65クラブで3,644名が加入されており、その活動費として559万5,000円を老人クラブ連合会に補助しているもので、このことについては、行政だけでなく、連合会の中でも検討していただかねばと思っているところであるとのことでした。

なお、現実に50名未満のクラブもある中で、人頭割の検討を願いたいとの意見がありました。

次に、衛生費については、市内における公害の実態件数と苦情等の現況に対する市の対応を示されたいとの問いに、公害に対する苦情の実態として、前年未解決5件を含め82件のうち、本年度解決した苦情等は72件となっており、その苦情等の内訳については、大気汚染22件、水質汚濁3件、騒音問題3件、悪臭問題2件、その他として52件となっております。

また、公害問題に対する市の対策として、窒素酸化物に伴う光化学スモッグ対策、河川汚濁に対しては、水質検査を市内7河川、8地点で毎年河川水質検査を実施しており、騒音問題については、その関連会社に立入検査により指導を行っているとのことでした。

次に、し尿処理場関係について、放流水の水質とその対応について示されたいとの問いに、し尿処理場の放流水の水質検査については月2回実施し、その結果については基準値以下となっており、今後もよりきれいな水を放流できるよう努めたいとのことでした。

さらに、し尿処理場の稼働率について示されたいとの問いに、現在の稼働率については、施設の計画処理量は、汚水処理、日量100キロリットルで現在の処理量が平均86キロリットルであることから、処理場の稼働率は86%程度となっております。

いるとのことでした。

次に、市内の排水を中央ポンプ場1カ所に集中放流することは非常に汚い。現在排水規制は50立方メートル以上であるが、一般においては規制がない状況で、将来の環境保全から市において自主的に規制を行ってほしいとの意見がありました。

次に、不法投棄の現況について示されたいとの問いに、不法投棄の件数としては34件であるが、その投棄場所として山間部及び市内の空き地が中心であり、その対応として清掃をシルバー人材センターに委託し、処理しているとのことでした。

次に、清掃事務組合負担金について関連として、清掃事務組合において公害対策としてバックフィルター等の設置を考えているとのことであるが、近隣市町において、清掃工場の移転を計画されていることに関連し、本市も広域行政の一環としてその計画に参画できないのか、その考え方を示されたいとの問いに、移転計画は聞いているが、現在のところ計画当時よりごみの減量化により、既設での運営を考えているとのことでした。

また、ダイオキシン対策としてバックフィルターを設置し対応を考えており、近隣の計画等を待っておれない状況であるが、今後検討し、内容等を勉強していきたいとのことでした。

次に、有価物集団回収奨励金について、現在の状況を示せとの問いに、有価物の回収については、資源の有効利用の観点から市内の各種団体に対し、新聞、雑誌、缶・瓶類の有価物の回収を願い、その補助として1キロ当たり4円の奨励金の支給を行っており、ちなみに平成9年度有価物の回収量として1,107トンあったとのことでした。

その中で、財政問題として困難な面はわかるが、ごみの減量化、有効利用の観点から、その価格差が大きく、今後検討を願うとの意見がありました。

次に、泉南聖苑の委託料についての内容を示されたいとの問いに、泉南聖苑の基本計画については、候補地として4カ所選定し、アセス等、種々検討を行い、地元同意に向け、現在地元説明会の開催及び他市の施設見学等を予定し、地元により具体的説明に努め、早期に具体化できるよう努めているとのことでした。

続いて、農林水産、商工、土木費について申し

上げます。

まず、(仮称)農業公園整備事業についてですが、本市の財政状況から考えて縮小、削減すべき時期に来ていると思うが、その点どのように考えているのか、また泉南南部地区(9)工区工事委託料、並びに(財)大阪府農とみどり環境公社補助金について、それぞれ内容を示せとの問いに、平成9年度末においては工事費の事業費ベースでの進捗率は20%、また用地買収についてはおおむね100%完了し、全体の進捗率として57%となり、ちなみに、平成10年度の進捗率は全体で61%となる見通しであり、事業面積についても当初の19ヘクタールからことし14ヘクタールに見直し、市の農業公園エリアにおいても、施設を取りやめるということではなく、例えば総合管理センター等の事業費を見直す中で、その施設の内容について精査していく考えであるとのことでした。

また、泉南南部地区(9)工区工事委託料の内容については、平成8年度に引き続き、事業の円滑化及び経費削減の観点から、(財)大阪府農とみどり環境の整備公社と本市との工事施工場所の重複部分については当該公社に委託しているとのことでした。

さらに、(財)大阪府農とみどり環境の整備公社補助金の内容としては、花卉団地部分の造成工事に対し、単年度の事業費の1割を補助しているとのことでした。ちなみに、現在9軒の農家が農業公園への入植を希望しているとのことでした。

次に、農業振興費の報償費で立毛品評会賞品代とあるが、その内容を示せとの問いに、これについては市の農産物の主要10品目、タマネギ、ミズナス、フキ、里芋、ブロッコリー等の品評会での賞品代であるとのことでした。

これに対し、農産物の品評会ということであれば、行政において負担するのではなく、農協の方ですべきではないかとの問いに、これについては、団体育成という観点に立って行っているとの答弁がありました。

次に、松くい虫被害対策委託料について、毎年委託という形をとっているが、この委託先及びその事業内容を示せとの問いに、事業の委託先につ

いては、シルバー人材センターであり、事業内容としては、枯れた松の木を切り出すことにより松くい虫被害の拡大防止に努めているとのことでした。

これに対して、これと同様な事業を林野組合でも行っていると聞き及んでいるが、その点重複するところはないかとの問いに、これについては本市分の事業区域としては、青少年の森付近であり、事業区域等において林野組合との重複箇所はないとのことでした。

次に、海岸美化清掃作業委託料について、この内容を示せとの問いに、これについては樽井漁港、岡田漁港周辺の清掃作業であり、月4回から6回程度実施しており、その委託先については、シルバー人材センターであるとのことでした。

これに対し、ごみの清掃や草刈り等にあつては、本市の財政状況からして何も公金ばかり支出するのではなく、やはり市民の皆様方にも応分の負担をしてもらう時代が来ていると思う。受益者負担ということも十分頭に入れるとともに、今後はその方向に切りかえていくべきであるとの意見がありました。

次に、ため池改修事業について、今後の計画を示せとの問いに、これについては順次整備を進めているところであるが、この事業の進捗状況としては、本田池、座頭池、イヤカサ池については既に完了し、君が池については平成10年度で完了予定であり、また双子池、鬼木池については現在工事を継続中で、道光寺池については平成11年度より事業を実施する予定であるとのことでした。

また、関連事項として、ため池防災テレメータ負担金とあるが、この設置数及び設置基準を示せとの問いに、これについては市内に100余りあるため池のうちで7基設置しているところであり、その設置基準については、ため池の貯水量等によるとのことでした。

次に、中小企業経営安定資金融資利子補給金の内容及び実績を示せとの問いに、これについては市内中小企業者で府融資制度の経営安定資金融資、緊急経営対策特別融資、緊急支援特別融資を受けている者に対し、500万円を限度として、1%相当の利息額を補給するものであり、平成9年度

の実績としては128件であるとのことでした。

次に、商工振興費で産業振興センター機能研究調査委託料とあるが、本市の地場産業である繊維業が衰退している状況から見て、果たしてこれから現状に即した調査であるのかとの問いに、これについては平成3年度より整備のため調査検討を行っているが、当初の計画策定時と現在では社会経済状況等に大きな変化が出ており、今後についてはセンターを取り巻く諸状況を勘案し、設立に向けて引き続き関連機能調査を行っていく考えであり、平成9年度については、業務支援サービスの観点から、りんくうタウンの最近の動向等を踏まえた上で、必要とされる導入機能の検討を行い、現時点での考えとしては、各事業主体、事業方式、事業規模など全体構想を実現するための段階的な事業の組み立て等の概略検討を行っていく考えであるが、以前より整備の必要性が高まっており、なおかつ数億程度でできる商工会館等の整備を考えているとのことでした。

次に、商工会補助金について、商工会に対し補助を行うことにより、どのような効果があると考えているのか示せとの問いに、商工会については商工会の組織等に関する法律に基づき設立されている団体であり、地域の総合的経済団体として、地域商工業全体の改善、発達を図ることを主たる目的として事業活動を行い、特に効果という点では経営改善普及事業や地域総合振興事業等を実施し、経営相談サービス、講演会等の開催、情報の収集・提供、調査研究や商工業振興対策等を行い、一定事業の充実が図られていると認識しているとのことでした。

また、関連事項として、商工会への加盟率が50%程度と聞き及ぶが、加盟率向上に向けてどのような指導を行っているのかとの問いに、これについては御指摘のとおり、平成8年度における工業統計調査によると、市内に2,310社ある中で商工会に加盟しているのは1,166社であり、その加盟率については50%程度という状況であり、今後の指導については、経営が厳しく脱会する会員もある中で、市内の大手スーパー内の小売店に対し新規加盟の指導を行っていく考えであるとのことでした。

次に、道路維持費の工事請負費の中での防犯灯工事と負担金補助及び交付金での防犯灯新設工事とあるが、同様の防犯灯工事であるにもかかわらず2つに分かれているのかとの問いに、工事請負費分については、NTTへの添架及び防犯灯新設工事に伴うポールの支柱の工事であり、負担金補助及び交付金分については、関電柱への防犯灯新設工事に伴う関西電力への負担金であるが、予算費目が2つに分かれている理由については、関西電力分は受託工事の形態をとっているためであるとのことでした。

ちなみに、防犯灯設置に伴う要望件数及び実績については、NTT分で要望13件に対し10件の対応をしており、また関電柱分については要望45件に対し39件の対応をしているとのことでした。

また、関連事項として道路上での車両の不法投棄をよく目にするが、その点どのような対応をしているのかとの問いに、本件については道路管理上、見つければ対応しているところであるが、その手続上、所有者がわかれば問題はないが、所有者が判明しない場合には複雑な手続を要するため対応がおくれているのが現状であり、今後は所管の警察とも連携をとって、適正な道路管理に努力していく考えであるとのことでした。

次に、交通安全対策費の中で、地方バス路線維持対策補助金とあるが、これについては市内のバス路線である金熊寺線、鳴滝線、一丘団地線に対する補助金であると思慮するが、そのうち鳴滝線については、休止の方向で協議されていると聞き及ぶが、その点行政としてはどのように考えているのかとの問いに、これについては南海側の企業努力として大型バスから小型バスへの転換、事業所での職員の削減等がされた中であって、乗車密度が金熊寺線2.5人、鳴滝線1.0人、一丘団地線6.1人という現状から、当初全路線を休止したいとの申し出があり、行政としては全バス路線の存続をお願いしたが、一定鳴滝線については乗車密度が1.0人であり、一日の乗降客の平均が11人と、行政としても休止はやむを得ないと考えているとのことでした。

これに対し、例えばJRでは廃止した路線につ

いては第三セクターで運用しており、行政としても一定そのような代替措置を考えるべきではないのかとの問いに、市としては市民福祉の向上という立場で南海と協議を行ってきたが、現時点での代替措置ということについては、福祉センターの循環バス、保健センターの循環バスがある中であって、トータル的な検討が必要であると考えており、庁内で組織するバス問題検討委員会において鋭意よい方法を模索していく考えであるとのことでした。

次に、都市計画費の中に緑化基金への積立金とあるが、この基金運用の内容を示せとの問いに、これについては緑豊かな生活環境を創造するため、(財)泉州都市環境創造センターよりの分配金を泉南市緑化基金条例に基づき積み立てを行っているところであるが、当面の間はポケットパークの整備等を行っていく考えであるとのことでした。

これに対し、ポケットパークの維持管理の面で余りにも放置されたままで、全然設置効果が上がっていないと思うが、その点どのように考えているのかとの問いに、これについては定期的に除草等は行っているが、雑草の成長等が速く、作業が追いつかないのが現状であり、今後は適正管理に努めていく考えであるとのことでした。

次に、住宅費の報償費で、市営住宅管理人手当並びに市営住宅家賃集金人手当とあるが、なぜ2つに分ける必要があるのかとの問いに、業務内容による区分けについては必要と考えているが、管理業務の中でできる場合もあればできない場合もあると思慮するものであり、ちなみに、平成10年度より市営住宅管理人手当並びに市営住宅家賃集金人手当については廃止しており、市の方で直接集金を行っているとのことでした。

また、関連事項として、集金という形ではなく銀行振り込みを導入する考えはないのかとの問いに、これについては平成10年度より導入に着手したところ、一定の成果も上がっているとのことでした。

これに対し、家賃の未収があるという現状にかんがみ、行政が主導権を持って全員銀行振り込みにするというぐらいの強い姿勢で臨むべきではないのかとの活発な意見がありました。

次に、消防費について申し上げます。まず、耐震性防火貯水槽の現在までの設置数と今後の設置計画を示されたいとの問いに、耐震性の防火貯水槽につきましては毎年2基の割合で予算要求をしている中であって、現在までに3基設置しており、今後とも計画的に設置を進めていく考えであるが、財政的な面もあり、財政当局と相談しながら進めていきたいとのことでした。

また、質疑の中にあって、耐震性防火水槽にあっては、阪神・淡路大震災での教訓を生かし、防災、初期消化の面で必要であり、年次計画を立てて設置に努力されたいとの意見と、また耐震性防火水槽の設置場所の選定については、利便性に配慮して設置してほしいとの意見もありました。

次に、昨今の携帯電話の普及により、携帯電話からの通報がふえていると思うが、トラブルは起こっていないのかとの問いに、携帯電話からの通報は、現在府下を10区分に分割しその対応がなされており、泉南地区については泉佐野消防を經由して市消防本部に通報が入る通報形態となっており、トラブル等としては携帯電話からの通報については場所の把握が困難な場合が多いとのことでした。

次に、消防団の団員数は何名か。また、地域で仕事をされている方が対象となると思うが、その団員の方々の待遇はどうかとの問いに、現在消防団員については、女性隊員20名を含め172名体制で運用しており、その待遇については報酬及び火災現場等での災害時の公務災害補償となっているとのことでした。

その中であって消防団については、民間の力を活用したもので常勤消防を補完するものであり、その貢献度から見れば安過ぎるのではないかと、貢献度に対しもう少し見合うような内容にしないと、今後この体制が維持できなくなるとの意見がありました。

次に、高規格救急車が導入されたことにより、鋭意人命尊重に努力されていることは評価するものであるが、その車両については従前より大きくなり、今まで進入できたところが進入できないことが起きていると聞くが、その点どのような対応をしているのか示せとの問いに、高規格車両は御

指摘のように大きくなり、道路等の狭隘なところでは担架により対応しているが、今回の東出張所に配備された高規格車両についてはコンパクトな車両となり、その対応はかなりできるとのことでした。

これに対し、市内の狭隘地区等の防災、救急対応については十分配慮し、今後の行政に努力してほしいとの意見がありました。

次に、教育費について申し上げます。まず指導費の賃金で、スクールカウンセラー賃金並びに報償費の中で登校拒否問題対策事業講師謝礼とあるが、それぞれの内容を示せとの問いに、スクールカウンセラーについては週1回、1日8時間、一丘中学校に措置しているものであり、その内容としては不登校気味の児童・生徒の学校復帰について対処しているもので、児童・生徒と直接会って、絵画検査、心理検査を行うとともに、保護者の相談にも応じているとのことでした。

また、登校拒否問題対策事業については、平成9年度で30日以上登校拒否の長期欠席者が市内の中学校で30名、小学校で12名ある中で、スーパーバイザーとして追手門学院の先生1名に月1回各学校を訪問していただき、校長、担任、保護者の相談を受け、問題に対して助言をいただいているとのことでした。

これに対し、昨今の登校拒否の実態から見て、この制度については継続を考えているのかとの問いに、例えばスーパーバイザーについては平成9年度で2年目であり、登校拒否の児童・生徒については横ばい状況である関係上、継続していく考えであるとのことでした。

次に、同和教育費の報償費で講師謝礼とあるが、その目的及び内容を示せとの問いに、これについては研修会を開催することにより、教職員の同和教育問題を初めとする人権問題に対する認識を深め、指導技術を高めることにより、市内の各学校園での同和教育を初めとする人権教育の充実を図ることを目的として、同和保育・教育担当者研修会、就学前保護者研修会、管理職研修会、人権教育指導者育成講座等を行った際の講師謝礼であるとのことでした。

次に、学校給食センター費の中で、委託料とし

て汚水処理施設維持管理委託料とあるが、給食センターが位置する地域については既に公共下水道が完備され接続可能地域であると思うが、その点内容を示せとの問いに、これについては予算上の関係で公共下水道への接続切りかえができていないのが現状であるとのことでした。

これに対し、公共施設については率先して公共下水道への接続切りかえをすべきではないのかとの問いに、給食センターについては現在までの経過を把握した上で対応していく考えであり、給食センター以外の公共施設で公共下水道が整備されている地域で接続切りかえが完了されていない公共施設については、年次的に整備していく考えであるとのことでした。

次に、公民館費の中で、公民館運営審議会委員報酬とあるが、この審議会委員の定数については条例では25人以内となっているが、一定現在の委員数並びに委員の選出方法を示せとの問いに、委員数については13名であり、うち1名欠員という状況であり、委員の選出については市内に設置された各学校の長、学識経験者、市内に事務所、または事業所を有する教育、学術、文化、社会事業等に関する団体の代表で構成されているとのことでした。

これに対し、利用者の意見を反映するためにも、委員定数が25人以内ということからも、増員を考慮すべきではないのかとの問いに、これについては生涯学習の観点から利用者の声も重要であり、一部の利用している団体の代表者にも入っていただいている現状の中で、委員数の増については今後の検討課題であるとのことでした。

次に、成人記念祭の運営のあり方について、種々物議を醸し出しているところであるが、一向に改善されていないように思うが、その点どのように考えているのかとの問いに、これについては新成人の明るく正しい情熱をはぐくみ、健全で豊かな人間性の醸成を目指して開催しているところであり、一定式典については簡素化を行うとともに、新成人の方々の意見を取り入れた運営に努めているとのことでした。

これに対して、式典が開催されているにもかかわらず会場に入らないということもよく耳にする

が、また毎年同じような記念品を渡すよりも、パーティー形式等、発想の転換も必要ではないのかとの問いに、御指摘の件については十分認識しているところであり、パーティー形式等への転換ということではありますが、会場での経費及び新成人の意見を聞きつつ、鋭意よい方法を模索していく考えであるとのことでした。

次に、青少年センター活動全般にかかわる問題として、年間を通しての活動内容を示せとの問いに、年間で1万5,000人程度の利用で、開館日数295日、1日平均30人程度の利用状況であり、市内同和教育推進校の児童・生徒を対象に、月曜日から土曜日までの放課後、基本的な生活習慣を身につけるとともに、能力を十分生かし切れない者に基礎学力の補充や体力の向上を目指した実践活動や、特別活動として、休日、夏休み等を利用したキャンプ、野外活動を実施しているとのことでした。

また、今後の青少年センターのあり方としては、高齢化、生活様式の変化等により、子供たちからのニーズも変化しており、大きな節目に来ているものと思慮しているとのことでした。

次に、公債費関係について申し上げます。まず、本市の平成9年度における経常収支比率が103.5%という厳しい状況の中で、平成5年の経常収支比率で97.5%からすれば、この5年間で経常収支比率が100%の警戒ラインを超え、財政的に大変厳しい状況であるが、その中で特に基金の現況を示されたいとの問いに、基金の残高については平成9年度末で28億2,900万円、平成10年度12月補正時で24億3,800万円であり、ちなみに平成11年度の公共施設整備基金と公債費管理基金の残高の予測としては10億円弱程度になるのではないかとのことでした。

さらに、地方債の元利償還金が平成9年度では21億円となり、年々ふえる傾向の中で、その関係基金が10億円弱程度となれば、今後投資的経費に一切一般財源が使えない状況になると考えるが、市としてどのような対応を考えているのか、見通しを示されたいとの問いに、御指摘のとおり今まで先行投資を行ってきた中で、ここしばらくは地方債の償還金は緩増傾向であり、市の財政運

営は大変厳しい状況となるが、歳入関係では税の徴収率のアップ等基本的な面を、また、それにあわせて歳出関係では義務的経費を含めた見直しを精力的に進めていきたいとのことでした。

また、関連事項として、単年度収支を見れば公債費比率が16.3%、地方債が214億円という現状から見て、市が赤字再建団体となる基準がどの程度となるのか示せとの問いに、基準としては2つあり、1つは財政指数の中で標準財政規模があり、これは地方交付税標準財政収入額をもとに国の定める算式により算出するもので、本市の場合平成10年度で123億円程度で、標準財政規模の20%を超える25億円の累積赤字になれば、財政再建計画書を国に提出しなければ起債が認められなくなり、もう1つは起債制限比率があり、20%を超えると一定の事業について起債制限がかかることになるが、本市の場合には平成9年度決算において赤字が生じていないので、今のところその適用がないとのことであり、今後の公共事業のあり方については議論をし、主要計画についてももう一度精査し、整備手法等精密な見直しを図る中でその実施速度を一定おくらす等、種々の手法を考えていくとのことでした。

以上申し上げました点が、一般会計歳出部門の主なる審査の概要であります。

引き続きまして、樽井地区財産区会計から水道事業会計までの各財産区会計及び特別会計決算19件につきまして、順次審査に入りました。

この中では、樽井地区財産区会計、国民健康保険事業特別会計、及び下水道事業特別会計、並びに水道事業会計にあつては若干の質疑がございましたが、他の会計につきましては質疑はございませんでした。

その中で、まず樽井地区財産区会計では、個人に対する土地貸し付けのあり方の見直しをすると聞いているが、その点進捗状況について示されたいとの問いに、これについては境界の明示の問題と貸付料が長い間据え置かれてきた問題等々がある中であつて、平成9年度において土地の確定測量を行ったところであり、現在問題解決に向け努力しているとのことでした。

これに対し、公平性の確保に心がけてほしいと

の意見がありました。

さらに関連して、中央土地株式会社に対する土地貸し付けについては、どのような内容となっているのか示せとの問いに、樽井財産区において毎年契約に基づき、中央土地株式会社と土地賃借に関し契約をしており、使用目的については、自動車教習所用地と明記されている関係上、他の用途に使用できない契約内容になっているとのことでした。なお今後、契約等については、教習所との関連を調査し、問題が生じないよう対応していきたいとのことでした。

次に、国民健康保険事業特別会計では、一般会計から多額の繰り入れが行われているが、保険料が高く、また徴収率が低いが、その原因を示されたいとの問いに、徴収率では大阪府下44団体中26位であり、平成9年度の徴収率の内訳として、一般被保険者で現年度分89.43%、退職者分で98.31%であり、全体として90.79%であるとのことでした。その滞納原因については、税負担の厳しい方が多く、分納誓約をとっているにもかかわらず、履行されていないことが主要な滞納原因となっているとのことでした。

これに対し、国保加入者はある意味においては弱者でもあり、他の保険と同様の医療費負担で済むような体制づくりを願いたいとの意見がありました。

また、国保税の未払い分について、市として対策を考えているのかとの問いに、本市の国保料は税ということで市税と同様の扱いをしており、滞納整理については、市税においては昨今臨戸徴収を実施し対応を行っている状況であり、今後は一定その中に国保税も含めるような対策も検討していかねばと思慮しているとのことでした。

一方、低所得者層への減免については、制度の照会を行うとともに、鋭意PRに努められたいとの意見がありました。

次に、下水道事業特別会計では、特に下水道の供用開始後3年を経過している地域内での公共施設の下水道へのつなぎ込み状況を示せとの問いに、平成5年7月より下水道が供用開始されているが、現在その区域内の公共施設の約半数のつなぎ込みが完了していない状況であり、今後供用開始区域

内の公共施設については、早い時期に下水道へのつなぎ込みができるよう、担当部局と協議してまいりたいとのことでした。

ちなみに、下水道供用開始区域内の公共施設へのつなぎ込みについては、平成11年度に3カ所予定しており、平成12年度以降は精査した上で年次計画を立て対応していきたいとのことでした。

次に、水道事業会計では、殺菌剤と鑄鉄管のやみカルテルで公正取引委員会より告発された問題について、本市としてどのような対応をしているのかとの問いに、本市の水道で使用する薬品については、製造元より直接購入するのではなく、購入に当たっては契約検査課に登録されている登録業者全社による入札を実施し、年間契約に基づき薬品を購入しており、また鑄鉄管についても基準単価による請負工事として発注するものであり、単価計算をして工事発注をしており、直接の影響はないとのことでした。

また、水道料金に消費税を転嫁していないが、その点どのような取り扱いをしているのか示せとの問いに、例えば平成9年度は年税額2,487万3,500円を四半期ごとに分けて納税し、その取り扱いについては内税の形をとっているとのことでした。また、他市での消費税の取り扱い状況については外税になりつつあり、水道料金については公共性を伴うため十分検討して対処すべきと考えており、本市としてもかなりの納税額になってきている関係上、今後の検討課題としていきたいと考えているとのことでした。

かくして全会計に対する個々の審査を終了し、最後に市長の出席を求めて総括質問を行いました。

ここでは、まず一般会計歳入面にあつて、今年度の税収入率を見ると、大阪府下の中でも下位に甘んじているが、一定税率向上に向けて市長としてどのように考えているのかとの問いに、昨今の経済不況の中にあつて、本市の財政は税収の悪化により大変厳しい状況であることは十分認識しているところであり、担当課にあつては職員の増員を行うとともに、部長級に兼務辞令を出し臨戸徴収を実施するなど、全職員一丸となって取り組んでいるところであり、ことしの2月には部長級だけでなく次長級も加えた臨戸徴収の実施を考え

ており、市民の方々に協力をいただくとともに、あらゆる方法を講じ、本市財政の向上に努力していく考えであるとのことでした。

これに対し、税収向上については数字目標をつくり頑張っていたいただきたいとの意見がありました。

次に、今年度は行革実施要綱を策定された年度であるが、現況としては市税にあっては収入未済額約19億円と、平成9年度の市税収入約100億円のうちの2割を占めている。また、経常収支比率にあっては103.5%と、大変厳しい財政であり市民に不安を与えていると思慮するが、市長としてはどのように考えているのか基本的な考えを示せとの問いに、本市の財政状況の窮迫化は否めない事実であると認識しており、経常収支比率の軽減を柱にしていたが、今日の厳しい税収の状況、償還金の増加、特別減税の実施等により悪化傾向にあるのは事実であるが、行革の中では100件近い内容を検討した中であって、実施できたもの及び方向づけができたものが平成9年度では57件あり、また歳出の抑制等については一定の成果をおさめつつあると考えているとのことでした。

次に、歳出面での質問では、空港関連整備事業にかかわって地方債の発行等により本市財政は大変厳しいということは周知の事実であり、今後も空港優先の事業を展開することが本市財政の向上に一翼を担うことになるのか、特に農業公園整備事業及びつばさのまちフェスタについては縮小等考えるべきではないのか、市長の考え方を示せとの問いに、農業公園整備事業については、土取りの問題も加味した上で、国及び府の助成ができるようお願いする考えであり、一方、事業の進捗については数年間おくらせることにより、市財政に大きな負担とならないようにする考えであり、またつばさのまちフェスタについては、平成9年度は2,000万円であったのを平成10年度は1,500万円と負担金についても縮減しているところであり、平成11年度についても少しでも縮減できるように努力していく考えであるとのことでした。

さらに、空港問題全般にかかわっては、陸上飛行ルート、土取り、南ルートと課題が山積しているが、その点市長としての考え方を示せとの問い

に、空港問題については全体構想推進という立場であり、陸上飛行ルート導入ということについては、当初計画の中では努めて海上を飛行するという約束からすれば反するということは認識しているが、三次元での立体シミュレーションや学識経験者で構成されている専門家会議での結論を踏まえた上で、条件を付した中での容認ということであり、また土取り問題については所管の特別委員会の中でも議論をいただいておりますが、当時の約束はピーク時に法の一定の範囲内においてということで、その後の経過として府の方から土取りができないということであれば府の責任で対応をしてもらう考えであり、南ルートについては平成3年のベイエリア整備のグランドデザインに位置づけられ、将来的には必要であると考えているが、何分1,000億、2,000億という多額の事業であり、すぐにということは難しいと考えているとのことでした。

次に、恒久平和という観点から、遺族会を初めさきの大戦での犠牲者に対して施策の中で補助を行っているが、その補助のあり方について市長としてはどのように考えているのかとの問いに、第2次世界大戦を初めとする日本の悲しい経験、そして戦後五十数年を経過した現在の平和な時代のあり方について行政として訴えてきたと認識しており、今後とも戦争は二度と起こしてはならないという考えであり、その立場で行政としての役割を果たしていく考えであるとのことでした。

次に、入札の談合防止ということで抽せん型指名競争入札が導入され、その実績として落札率が平均約70%という成果を上げているにもかかわらず、その制度を廃止するとのことであるが、市長としてはどのように考えているのかとの問いに、抽せん型指名競争入札については、1年間の試行ということで導入したものであり、一定の談合防止の抑止力となったと考えているが、反面、受注意欲のある業者でも抽せんに外れ入札に参加できないなど、入札本来の競争性が損なわれるとともに、連続的に外れる業者もあり、公平性でも問題があることから、抽せん型指名競争入札については原則的に廃止する考えであるが、今後は談合情報が寄せられた場合にはこの入札方法を行うとい

うことに修正をしたとのことでした。

次に、市内に3つあるバス路線の1つである鳴滝線が南海電気鉄道株式会社側より休止したいとの意向を示している中であって、企業の観点からは少数者しか利用しない路線については休止という考えは理解できるが、行政としての住民福祉の立場から少数者を切り捨てるということはどうかと思うが、何らかの救済措置を市長として考えていないのかとの問いに、今回の鳴滝線については、できるだけ存続ということをお願いしてきた中であって、一丘発着については樽井駅行きと泉佐野駅行きの2系統があり、そのうち泉佐野駅行きについては存続ができたところである。また、企業倫理から考えれば一定やむを得ないと思慮しており、代替ということについては、1つのバス路線だけに限っては投資と効果という観点から対応策を考えるのが難しい状況であり、御理解をお願いしたいとのことでした。

次に、砂川樫井線新設事業については、平成8年度に出された事業計画書では、平成12年には100%完成するということになっているが、現状から見てどうかと思うが、新家駅前の交通混雑を一刻も早く解決するためにも今後の事業に対する市長の考え方を示せとの問いに、砂川樫井線新設事業にかかわって計画区域の中に大きな物件があり、一定基本的な工法についての話が現在まとまりつつある中であって、平成11年、12年で移転するということになれば、中の池砂川線までの道路用地が確保され、事業の進捗も進むものと考えており、また新家駅前の交通混雑緩和については空港の第2期工事にかかわる地域整備の中には位置づけをし、進捗を早めていく考えであるとのことでした。

次に、市営住宅払い下げ問題で、先ごろ入居者の方々が提訴という法的手段をとっており、一定行政としての立場も理解できるが、市長としての政治判断が必要な時期に来ていると思うが、その点どのように考えているのかとの問いに、市営住宅払い下げについては、平成9年に円満に解決に向けての話し合いをしたにもかかわらず、提訴ということになっているが、当初は双方が壁から離れてという約束の中での話し合いであったが、残

念ながら入居者の方々は払い下げに固執されている関係上、提訴された以上は堂々と論戦をしていく考えであるとのことでした。

また、関連事項として平成9年度において約9億円の事業費で市営住宅の整備事業を行っているが、今決算を見ると、使用料の収入未済件数が同和向けで57件という状況について市長としてはどのように考えているのかとの問いに、住宅使用料の滞納については、一般向け、同和向けであれ許されるものではないと考えており、全力で回収に努力していく考えであるとのことでした。

次に、学校施設整備にあつて、例えば学校内のトイレのドアが破損したままで修繕がされていない、また冷暖房の施設整備がされている学校とされていない学校がある。これについて市長としてはどのように考えているのかとの問いに、学校施設の維持管理については必要に応じて行っているが、残念ながら破損という現状にかんがみ、現場と教育行政、そして我々行政が連携をとって、予算も限られておりますが、貴重な財源をむだにすることのないよう、鋭意整備に向け頑張っていくとのことであり、行っておりましたが、現在は中断しており、今後は財政状況を見ながら対応していきたいとのことでした。

次に、同和行政全般にかかわる問題として、同和事業を行っていく上で市民の理解がないと成果は上がらないと思うが、その点市長としてどのように考えているのか示せとの問いに、同和行政については同対審答申に示されているように、同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題という観点からハード、ソフトの両面を行ってきたが、ハード面については道路、下水道等、一定の改善ができ、市民に対してもPRは行ってきつつもりであるが、不足しているとのことであれば、さらに理解していただけるよう頑張りたいとのことでした。なお、同和問題については現実面として今も残っているものと考えており、市民の方々とともに解消に向け努力していく考えであるとのことでした。

次に、公共下水道事業にかかわって既に供用開始区域にある公共施設の中で下水道へのつなぎ込みがされていない施設があると聞くが、市民の立

場からすれば納得できないと考えるが、その点市長としての考え方を示せとの問いに、公共下水道事業については流域幹線の延長により普及率は上がっているが、何分下水道事業については事業費がかさむものである関係上、今後は投資と効果を念頭に置き、効率的な事業展開を行うとともに、一定投資的経費の抑制ということで事業のスローダウンを考えており、御指摘の公共施設への下水道のつなぎ込みについては、年次的に進捗を高めていく考えであるとのことでした。

以上で、各会計決算20件に対する質疑をすべて終了し、順次討論、採決に入りました。

そのうち討論のあった会計については、一般会計及び国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計であり、一般会計については本決算審査特別委員会の審査でも明らかであるように、市税滞納問題、地方債の償還計画等、議会に対して明確な展望を示さない。抽せん型指名競争入札については、一定の成果があるにもかかわらず廃止する。陸上飛行問題については、当初反対とのことであったが、全体構想推進ということで容認する。土取り問題についても厳しい状況であり、市内のバス路線の鳴滝線の休止の件についても納得できない。市営住宅改修事業に多額の事業費をつぎ込んでいるが、膨大な使用料未収額の現状には納得できない。学校施設整備については、公共事業の優先によりしわ寄せが子供たちに来ている等々、不満点が多々あり反対であるとの討論があり、片や近年の財政収支状況を見ると、平成9年度においては財政構造の弾力性を示す指標を見ると、消費税制度の改正に伴う消費税交付金の減や公債費の増等により、経常収支比率は103.5%、また公債費比率は16.2%といずれも高い指数を示しており、市債の現在高においては247億円余りと、前年度よりやや減少しているものの依然として多額に上っており、財政状況は極めて厳しい状況にあるが、福祉関係ではこれからの市民福祉の総括的な活動拠点として平成9年7月にオープンした総合福祉センター、身近な保健サービスの提供としての胃がん検診や乳がん検診等の無料実施、地域における子育て支援の充実のため、子ども支援センターの創設、砂川樫井線、信達樽井線

等の道路の新設及び改良事業、樽井駅前周辺整備や新家駅前交通広場整備等については評価するものであり、現在取り組まれている行財政改革の推進により努められ、健全財政の確立を願うとの意見を付して賛成であるとの討論があった中で、採決の結果、一般会計決算については賛成多数をもって原案どおり認定可決されました。

次に、国民健康保険事業特別会計にあつては、平成9年度は老人医療費の一部負担金の増額や消費税の増税等、国民の暮らしは大変厳しい状況であり、本市では応益割が応能割を上回り、弱者の負担が大きい会計であり、反対であるとの討論があり、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり認定可決されました。

次に、下水道事業特別会計にあつては、200億の一般会計に対して40億という特別会計であり、市債にあつても150億という状況である中であつて、使用料の収入については、5,000万台と、今はいいとしても、将来的に大変厳しい財政運営になることは明白である。一定、他市ではできないが、泉南市ではできるといような全体のバランスのとれた下水道事業をとるべきであり、反対であるとの討論があり、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり認定可決されました。

なお、そのほか17件の会計については、いずれも全会一致で原案どおり認定可決されました。

以上、報告漏れの部分も多々あると思いますが、平成9年度泉南市各会計決算20件に対する本特別委員会の審査及び結果の報告といたします。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 真砂委員長、御苦労さまでございました。

ただいまから午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時 5分 休憩

午後1時12分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの決算委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。———和気君。

13番（和気 豊君） まず、委員長の御努力に対して、1つの議会の画期をなす御努力だという

ふうに思います。今後かかる形で委員以外の私どもにもこういうものが出されると、ほんとに審議の内容がよくわかります。

それで、せっかくのこういう文書に基づく報告でありますから少し、この文書でもそうなんですが、1つは文書で9ページになるわけですが、「バックフィルター」という表現のところ、ここにもこう書かれてますし、口頭で登壇の部分で言われたときにも「バックフィルター」というふうに、これは「バグ」ではないだろうかというふうに思います。その点、違っておるようでしたら御訂正をお願いをしたいというふうに思います。

それから、18ページの下から4行目のところではありますが、「年間で2万5,000人程度の利用で、開館日数295日、1日平均30人程度」と、こういうことになりまして、これ9,000ぐらいにはじかからないので、この点も少し、数字的なものでありますから正確を期していただきたいというふうに思います。

それから、19ページなんですが、下から数えた方が早いと思うんですが、9行目から「また、関連事項として単年度収支を見れば公債費比率が16.3%」、決算カードでは確かに16.3%になっておりますし、ただ地方債が214億という、この数字が単年度であれば多過ぎるのではないかと、また累積であれば247億何がしかになるというふうに思いますので、この辺はさきのところで247億5,000万ですが、そういう数字が出てきますから、それとの関係でここはどういうふうに理解をさせていただいたらいいのかですね。

それから、22ページの水道会計のところなんですが、「平成9年度は年税額2,487万3,500円を四半期ごとに分けて納税し」と、こういうことになってるわけですが、確かに営業ですから消費税がかかってくるわけでありまして、消費税の問題については、何かこれがそのまま市の負担になっているというふうに聞こえてくるわけですが、しかし、平成7年にいわゆる水道料金の改定による料金引き上げをやっているわけですね。

そういうことになりまして、総費用から水道料金を逆算して計算しているわけでありまして、その総費用の中には公租公課、消費税、この額も

入っているわけですから、少なくとも平成7年、いわゆる3%の時点の消費税は新たに住民の皆さんには水道料金の中に包含した形で御負担をいただいているわけですから、その辺はもう少し正確を期した表現をしていただきたいなというふうに思うんです。

「水道料金については公共性を伴うため、十分検討して対処すべきと考えており、本市としてみなりの納税額になってきている」と。これは5%ではなくて2%と、こういうところははっきりとしておいていただいた方がいいんじゃないかと、こういうふうに思います。

以上です。

議長（藪野 勤君） 真砂君。

決算審査特別委員長（真砂 満君） 和気議員さんから4点にわたって質問があったというふうに思いますので、順次お答えしたいと思います。

まず最初に、泉南清掃事務組合の施設の件でございますけども、「バックフィルター」と、私確かにそう表現いたしまして、そう発言させていただきました。理解をしませんでして御迷惑かけました。「バグフィルター」でございますので、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

それと、青少年センターの人数の部分でございますけれども、確かに計算するとおかしいなというふうには思いますけれども、当決算委員会の中で教育委員会の方からそのような御説明がございまして、そのような報告をさせていただいたということでございますので、改めまして私の方から教育委員会に確認をさせていただいて、教育委員会の方から議員の方に報告さすようにしたいというふうに思いますので、よろしく願います。

それと、公債費比率と地方債の関係でございますけれども、これも同じことございまして、決算委員会の中では私どもは当局からそのように御報告を受けたということでございます。指摘のとおり単年度で見れば地方債の金額は確かに大き過ぎるというふうに思いますし、その辺の訂正についても先ほどと同様な扱いにさせていただきたいというふうに思います。

それと、水道の部分でございます。今御指摘を受けました点については、委員会の中でもそうい

った議論があったのは事実でございます。ただ、この報告書の中ですべてを書けなかったということで、一定このような書き方をさせていただいておりますけれども、答弁としましては市がお答えをいただいた答弁はここに記載させていただいておりでございますので、その辺もあわせて御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 今委員長が言われました取り扱い、それしか仕方がないだろうというふうに思います。委員会でなかったことをここに報告すると、こういうことはあり得ないことですから。ひとつあと事後処理の方は、今登壇して申し述べられましたように、よろしくお願いをしたいと、こういうふうに思います。結構です。

議長（藪野 勤君） 以上で委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありますか。———成田君。

14番（成田政彦君） 日本共産党泉南市会議員団を代表し、付託議案19号、平成9年度一般会計決算に対して反対討論を行います。

平成9年度の年は国民にとってどんな年であったでしょうか。消費税5%の増税、特別減税廃止、年金・医療費の改悪などで国民に9兆円もの負担を強い、厳しい年でありました。ちなみに、国民の平均的サラリーマン1世帯当たりの負担は18万円となっております。このような中であって、地方自治体が市民の暮らしと命を守ることを一層求められる年でもありました。

それでは、平成9年の決算はどうであったでしょうか。まず第1に、財政状況です。財政の健全さを示す経常収支比率は103.5%と、厳しい状況です。さらに、長年続いた空港関連、同和事業優先の大型公共事業が市の財政に与えた影響は、平成9年度現在で地方債247億円、債務負担行為117億円、下水道などにかかわる市債113億円と、借金累計額が479億円と膨大なものとし、市民1人当たり約80万円となっております。

ちなみに、当てにしたりんくうタウンからの収入は、平成9年度で3,724万円と当初の期待か

ら大きく外れ、市の財政赤字の大きな原因ともなっています。さらに、市税徴収率は83.2%、前年度比2.63%減、府下ワーストワンです。しかも、市税収入予定額126億円に対して、滞納は19億円という多額になっています。今や市政にとって市税滞納額を解決しないと、ますます財政赤字を悪い方向に強く引っ張りかねません。

この大きな原因は、不況も挙げられますが、しかし他市も同じ条件であり、泉南市だけが極端に悪いという理由は、やはり市政に対する不信もあると言わざるを得ません。もしでたらめな同和行政、市民生活向上に効果の薄い空港関連大型公共事業に対する市民の批判が納税意欲を後退させているとしたら大変なことです。そうなれば、市政を市民にとってよりよい市政に改めなければならないでしょう。そのことは、朝となく夜となく臨戸徴収で頑張っておられる市職員の皆さんの努力にこたえることにもなるでしょう。

第2に、むだを省き住民本位のまちづくりはどうだったでしょうか。依然として不況のときでも、つばさのまちフェスタ、全く展望のない空港南側ルートにむだな調査費の支出、泉南聖苑、農業公園、砂川駅前開発など、大型公共工事向けの調査、事業が行われています。すぐにも凍結もしくは縮小すべきではないでしょうか。

第3に、でたらめな同和事業と、必要のない解放教育イコール同和教育は廃止されたでしょうか。この年は国の特別法が廃止され、一般施策の移行の時期になったにもかかわらず、同和住宅を9億円かけ建設、改修しましたが、この年に新たに57件、150万円、同和住宅は376戸の滞納があり、さらに同和住宅駐車場80台に対して、駐車場周辺のフラワーボックスに毎日水をかけるなど全く理解できない理由で1カ月15万円の駐車場管理費を支払うなど、でたらめな同和事業が行われています。

また、差別される者、差別する者と部落解放同盟が主張する解放教育イコール同和教育なるものを教育委員会に廃止を求めましたが、拒否しました。

第4に、清潔で明るい公正民主の市政確立はどうであったでしょうか。この年に起きた下水道談

合防止のために導入された抽せん入札制度は、従来の指名入札制度と比較して20%低い70%の落札率となり、3億円近くも税金のむだ遣いを省き、談合防止にも役立ってきました。しかるに市は、すべての業者に仕事が回ってこないなど、全く不可解な理由で1年限り、99年度から廃止しました。清潔で明るい公正民主の市政とはほど遠いものとなっています。

第5に、市民に優しい福祉・医療の充実はどうであったでしょうか。総合福祉センターが建設されたことで、障害者・高齢者に対するデイサービスなどは一定の前進が見られましたが、運営経費、施設の改善については課題となっています。2000年実施に向けての介護保険のサービス状況は、ことし目標を達すべき市老人保健福祉計画はホームヘルパー、訪問看護制度では達成不可能であり、特別養護老人ホームでは99年現在50名の待機者があるなど、困難な状況です。医療の充実については、市民の要望の強い脳、心臓、がんなど、高度医療施設を持った市民病院建設のための医療施設整備基金に3年積み立てを据え置き、全くやる気を示しておりません。

第6に、教育の充実はどうだったでしょうか。市の財政改革における10%の経常経費のカットの影響をものにかぶったのは子供たちでした。幼・小・中学校の中まで、特に小学校では学校整備費50%、消耗品費27%カットなど、教室の雨漏りなど授業を受けるに困難になったり、トイレトーパーをPTAの会費で賄わなければならない状況であります。あすの泉南や日本の未来をつくる子供たちにこんな仕打ちをしていいのでしょうか。胸が詰まる気持ちです。力を入れるところをどこか間違っているのではないのでしょうか。

以上、市民こそ主人公の立場から、決算についての反対討論を終わります。

議長（藪野 勤君） 全会計に対する討論でございますので、この場で討論のある会計につきましては討論を行ってください。松本君。

6番（松本雪美君） 御指名を受けましたので、国民健康保険事業特別会計について反対の立場で討論いたします。

医療保険が改悪され、受診ごとに薬代の負担が

ふえ、老人医療費の一部負担金の増額と、そして消費税の増税、年金改悪など、暮らしを脅かす国の悪政のもとで国民の暮らしが大変厳しい状況に追いやられています。応益割が応能割を上回り、弱者の負担が大きい国保体系となっています。

生活ボーダーライン層の国保税負担は、財産のない場合で4人家族で総収入の284万円の家庭が33万8,000円と、11.9%の国保税の負担となります。これ以上引き上げられれば、もう支払いができない家庭がますますふえるでしょう。平成9年度は5億円もの滞納額になっています。滞納処理にも大きな努力が求められています。

また、同和減免は3,100万円と減額免除が実施されていますが、同和地域だけの特別な国保税の減免をやるべきではありません。せめて低所得者、非課税世帯は減免をしていける温かい制度を実施すべきことを強く述べて、反対の討論いたします。

議長（藪野 勤君） 一般会計で討論ございませんか。——市道君。

4番（市道浩高君） 清和会の市道です。付託議案19号、平成9年度一般会計決算について、賛成の立場から討論いたします。

財政収支状況を見ますと、ここ数年は黒字決算で推移しており、普通会計ベースでは単年度収支1,319万円余りの黒字となっているが、一般会計ベースでは734万9,000円余りの赤字となっております。

財政構造の弾力性を示す指標を見るに、財源の確保や事務事業の見直しなど一定の努力をされておりませんが、消費税制度の改正に伴う地方消費税交付金の減1億3,500万円や、公債費の増2億5,900万円等により、経常収支比率は103.5%と前年度より3%増加し、また公債費比率は16.3%といずれも高い指数を示しており、市債の現在高においては247億円余りと前年度よりやや減少しているものの、依然として多額に上っており、財政状況は極めて厳しい状況に置かれています。

歳入におかれましては、空港関連税収の減1億200万円や、景気の低迷等もあり、法人税6,200万円の減などの市税収入が伸び悩んだ原因も

ありますが、論議されましたように、府下の自治体と比べて数ポイント低い徴収率のアップについて、創意工夫を凝らし、なお一層の努力を重ね、より組織的な取り組みを継続的に行い、税負担の公平性を損なうことのないよう努力されたい。

一方、歳出面におきましては、下水道特別会計への繰り出し1億1,900万円、前年比23%の増。公債費元利償還2億5,900万円、前年比14%の増。物件費の新規発生、人件費を中心とした義務的経費の増加により、財政の硬直化が進み、かつてない厳しい局面を迎えているところであります。

このような状況下、まず福祉関係ではこれからの市民福祉の総括的な活動拠点として、平成9年7月にオープンした高齢者福祉、障害者福祉、母子福祉やデイサービスなどの総合的な福祉機能を兼ね備えた総合福祉センターに2億4,700万円、中でも福祉バス運行の実施は極めて細やかな市民サービスとして評価するものであります。

また、市民により身近な保健サービスの提供として、胃がん検診や乳がん検診等の無料実施、地域における子育て支援の充実のため、子ども支援センターの創設に8,900万円等、並びに朝夕の延長保育や3歳以上乳児の尿検査等の昨年度からの継続は、昨今の少子化対策が社会的に課題となっている中、評価するものであり、民生費においては昨年度より6.8%、額にして3億7,600万円の増加となっているところであります。

次に、生活環境の整備では、砂川榎井線、信達樽井線などの新設及び改良事業等で2億1,300万円、拠点地区の整備としての樽井駅前周辺整備や新家駅前交通広場整備に3億1,600万円、さらに住宅対策として、高齢者向け住宅建設や改修等の住宅整備事業に8億4,400万円、農地と住宅地との調和のとれたまちづくりを継続して促進のため地元農住組合に3,000万円を補助し、生活環境の整備に取り組んできているところである。

この年は、大阪府下において第52回国民体育大会、なみはや国体が開催された年であり、当泉南市においてはソフトボール競技がサザンスタジアムとなみはやグラウンドにおいて開催、成功裏に終了し、周辺一帯は人工海浜の海水浴場及び防

災拠点の有効利用とあわせ、市民のレクリエーションゾーンとして定着されてきているのは喜ばしいことであります。

昨今の景気の長期低迷化による社会経済情勢は依然として厳しい状況であり、地方分権が叫ばれている折、多様な市民ニーズに対する施策の充実等、限られた予算の中でますます各自治体の独自性、主体的力量が問われてきております。

現在取り組まれている行財政改革の推進により努められ、健全財政の確立を願い、平成9年度一般会計決算に賛成するものであります。平成9年度一般会計決算は、真砂委員長の御報告のとおり原案認定可決であります。議員各位におかれましては、御賛同のほどよろしくお願い申し上げ、賛成討論といたします。

議長（藪野 勤君） ほかにありませんか。——
——小山君。

2番（小山広明君） それでは、1997年度決算の一般会計の分に反対の立場で意見を申し上げますので、よろしく御賛同いただきたいと思えます。

まず、付託議案第19号、97年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で意見を申し上げます。

先ほどの意見の中にもありましたけども、徴収率が大変低いということは、行政そのものの姿勢が大きく批判されるべきことだろうと思います。20億円近い税が期限内に入っていないということは、本当にこのことについて議会に対しても市民に対しても、もう少しその中身についてもきちっとした状況を報告すべきであります。決算委員会の中でもそのような具体的な未収内容については報告されませんでした。

また、このような基本的な問題が欠けておる中で、特別なチーム、組織をつくって取り組むべきであると。そして、そこには当然責任も付加した中での目標数値をきちっと掲げて約束し、議会にも示すべきだという意見を申し上げたわけでありますけれども、特別なチームをつくるつもりはないということを確認して反論しておるわけでありませぬ。じゃこの金額をどのように上げていくのかというのは、単に努力をするという精神論に近いよ

うなものであって、目標数値を掲げないそういうあり方は、無責任と言わざるを得ないと思うわけであります。

今回の決算の中でも不納欠損が9,200万円、1億近い形の不納欠損処理をしておるわけであります。また、全体の中で6億3,147万円が不用額として上げておるわけでありますけれども、このようなものももし予算どおり執行されておるとすれば、膨大な赤字になるわけであります。そのような一たん予算を組みながら不用額として落とし、学校の整備がおくれている問題などが指摘されておりますけれども、そういう中で、せっかく議会の中で予算を組みながら、その予算を使い切らない中でどうにか黒字にしておるといふ、そういう市政のあり方も大いに私は問題であると思いません。

わずか114万円の黒と数字的には出しておるわけでありますけれども、先ほど言ったように、本来予算化しておるものを使わずに不用額にして、そして黒字にしておるといふあり方は、議会に対する予算の説明の仕方からいっても私は問題であると思いません。

先ほども学校現場の整備の問題を言いましたが、中学校の予算の中でも410万円という予算を不用額にしておりますし、小学校の整備でも583万円の不用額を計上しております。これだけの金額があれば、やかましく言われております便所のドアの修理などは簡単にできるわけでありますから、もう少し予算を組んだ中でやはり責任のある執行をする必要があるわけでありますが、そういう予算を組みながら税収がないという中で、せっかく組んだ予算を使わないようにしておる、そういう雰囲気は行政全体の中にあるのではないかと思います。

次に、関西新空港の問題では、この年、新ガイドラインの問題が言われておまして、市長も軍事利用は反対であるということを確認に言ったわけでありますけれども、この議会の中でも、では具体的に新ガイドラインについてどういう姿勢をとるのかについては、国会の審議を見守るといふようなあいまいな姿勢にあるのは、やはり言葉で言ったことと実際やっておることに大きな乖離が

ある。それは余計、言葉が明確なだけに、実際にやっていることがそれと相反するようなことであれば、それは大きな問題があると言わざるを得ません。

また、2期事業に対しても市長は推進の立場と言っておるわけでありますけれども、財政問題1つとっても、この1期事業の中で泉南市は大きく産業界も衰退をしておりますし、雇用関係も大きく落ち込んでおります。これが2期というより財政的にも厳しい条件がある中で、1期の問題よりもっとよくなるという見通しは全くないわけでありますから、内容のない2期事業推進といふのは、市民に対しても無責任なことであります。

また、陸上飛行の問題は、言うまでもなく陸上を飛ばないということで市民にも約束した問題が破られて、現在、昨年12月3日から貝塚市の上空や大阪市の上空を飛んではおりますけれども、国、運輸省、また大阪府や関西空会社が約束したことを守らせるというのが市長の大きな責任でありますけれども、結果的にそれを破られてしまって、有効な手を打ってこなかったのは大変問題であります。

また、住宅問題は、この年の12月に決断をして建てかえをするということをしたわけでありますけれども、今日に至ってもその実行はなされておりませんし、これは当然にやはり市がこれまで約束してきた住民への約束を守るといふのは、市の最低限しなければならぬ問題であります。そういうようなことも実行されておりません。

また、同和事業の問題で、先ほどの討論の中にもありましたけれども、赤字の原因や市の問題がなぜ同和事業が問題だと言わなければならないのでしょうか。これこそ問題をそういう同和問題に転嫁するあり方は、まさしく差別をつくり出してきた構造と同じ論理であると思うわけであります。私は決して市の同和行政が十分であるとは思っておりませんし、批判があるからあつかもやっておるように映りますけれども、本当に同和事業が市民のために、本当に市民の責任としてやってくるというのであれば、同和事業でなされた事業のレベルを全市域的に広げていくことこそが同和事業の本質だろうと私は思うわけであります。

決算委員会の議論の中にもありましたけれども、例えば鳴滝第二小学校が同和事業の中で整備されました。しかし、そのことから全学校地域に同じような学校施設の整備をしていくのは当然であります。しかし、そのような同和事業によってつくられた学校校舎の整備がそこだけに終わって、ほかの学校に整備されておらないところに、私は同和事業に取り組む市の姿勢の問題性があると思うわけであります。

また、下水道事業についても、これだけ空き地のある、山もあり農地もあり、また海もあるという、このような自然に恵まれたところにおける下水道事業というのは、現在やっている流域下水道、集中的な大型の処理形態ではなしに、もっと自然の浄化力を生かした、そういう下水道処理が私は必要だろうと思いますし、そのことがコスト的にも大変安くつくわけであります。

しかし、現在の下水道処理の方式は、岬町から阪南市も含めて、この泉南市にその汚水を集中させて処理をしていくということではありますが、こういうことで環境がよくなったことはないわけでありまして、やはり汚れは小さなところから分散をして処理をしていく、そして人間の力だけで処理をするというのではなしに、自然の力も使いながら処理をしていくというのが汚水処理の基本だろうと私は思います。

そういう点で、自然に恵まれた泉南市においては、市も今やっておりますけれども、小型合併処理浄化槽の補助をもっと拡充し、すみ分けをやった下水道処理のあり方を私はすべきだと思います。

一丘団地に下水道が接続されましたが、それが今、樽井の浜に汚れをそのまま流していく方式であります。しかし、現実に一丘団地には処理施設があるわけであります。また、山間部の住宅地にはすべて汚水処理施設があって、これが十分に機能すれば、前の川にきれいな水が流されて、そして私たちの自然を潤していく。ただ、管理の問題として民間や私的に任しておくのはいろいろ問題があるとしても、やはり市が責任を持ってそれをやれば、もう既に大きな大規模団地は処理施設があるわけでありますから、そういうものを生かした下水道処理をすべきであります。

この下水道処理は、泉南市の200億円ほどの一般会計予算の中で40億円もの特別会計を組んで、この先、財政負担に耐えられるはずはありません。40億円近い予算の中で、使用料というのはわずか5,000万円足らずであります。そして、そのほとんどが一般会計からの繰り入れや市債という、そしてゆくゆくは市民が返していかなければならない大きな借金であります。こういうような財政を無視した下水処理のあり方は大いに問題であります。

また、最後に入札問題でありますけれども、市が全国に発信をした抽せん型の入札方式が、1年間で基本的には取りやめになりました。この理由といえば、わずか1年間の実施の中で1回も当たらない業者があるのは問題であると、そういう業者からの申し入れに対して、わずか1年間でこの制度を撤回するという姿勢は、行政に対する信頼を失わせるものだと思っております。行政が一たん決めてやったことについては、十分な調査能力とノウハウを持っておるわけでありますから、そういうものを精査した上で施策が導入されるべきであります。しかし、1年でそういうようなものを撤回するというあり方については、行政に対する信頼を大いに失わせたものだろうと思っております。そういうことが問題であります。

行政が施策をやる上において余りにも姿勢が甘い。そして、市民に対して約束したことを守らない。そして、実際やったことも撤回をする。このような姿勢を続けるようでは、徴収率が上がることはあり得ませんし、もっと行政の姿勢を厳しく反省をして、市民に信頼される行政運営をすることを求めて反対の討論にさせていただきます。

続いて、付託議案第34号、大阪府国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

このことは、最も不安定な状況にある市民が定年後、国民健康保険に入ってくるわけでありまして、また病気になる率も高くなるわけでありまして、こういうものについては、やはり公務員の健康保険や一般の企業に勤めている人たちの保険料と大きな格差があってはならないと思っておりますが、この国民健康保険の保険料というのは大変割高であり

ます。もっと社会的にも公平な面から、このことは大いに国に対しても手当の大幅アップを求め、また市においてもそのことをしていくべきであります。それで反対であります。

次に、付託議案第36号の下水道事業についても反対の立場で討論いたしますが、これは一般会計の中でも先ほど申し上げましたので、詳しい理由はここで述べません。そういうことで、この下水道の認定についても反対でありますので、よろしく申し上げます。

議長（藪野 勤君） ほかにありませんか。——以上で本20件に対する討論を終結いたします。

これよりただいま一括上程いたしております平成9年度各会計決算認定20件に関し、順次採決いたします。

まず初めに、付託議案第19号 平成9年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藪野 勤君） 起立多数であります。よって付託議案第19号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第34号 平成9年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藪野 勤君） 起立多数であります。よって付託議案第34号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第36号 平成9年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決で

あります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藪野 勤君） 起立多数であります。よって付託議案第36号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、ただいま採決いたしました3件を除く他の会計17件について、これより一括して採決いたします。

本17件に対する委員長の報告は、いずれも原案認定可決であります。

お諮りいたします。本17件につきましては、いずれも委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって付託議案第19号及び付託議案第34号及び付託議案第36号を除く他の付託議案17件の各会計決算認定については、いずれも委員長の報告のとおり原案どおり認定可決することに決しました。

次に、日程第22、泉南監報告第18号 例月現金出納検査結果報告から日程第24、泉南監報告第2号 例月現金出納検査結果報告までの以上3件を一括議題といたします。

本3件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 谷 外嗣君。

監査委員（谷 外嗣君） 議長のお許しを得ましたので、ただいまから平成10年11月、12月分及び平成11年1月分の例月現金出納検査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成10年11月分は平成10年12月24日に、平成10年12月分は平成11年2月8日に、また平成11年1月分は2月26日に黒須監査委員と私が検査をいたしました。これにつきましては、一般会計、特別会計等収入役扱い分並びに水道事業会計分の関係資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、預金現在高について収支内容を照合しましたところ、いずれも符合しており、出納は適正に行われていたと認定いたします。

以上、甚だ簡単であります、検査報告といたします。

議長（藪野 勤君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。——北出君。

21番（北出寧啓君） 現在の赤字財政の状況の中で、かつて地方財政再建促進特別措置法というのがございまして、その適用がございましたけれども、現在の状況において本市が財政再建の準用団体になるような要因があるのかどうかについて、お示しいただきたいと思います。

実質収支比率とか経常収支比率、投資余力とか財政力指数、公債費比率等が診断の材料を提供しておりますけれども、その点をかんがみて監査委員として本市の財政状況の流れの中で、再建準用団体等にかかわってくるのかどうか、その辺の御判断をお示し願いたいと思います。

議長（藪野 勤君） 谷君。

監査委員（谷 外嗣君） 北出議員の御質問ですが、当然いろんな数字をわかっての質問だと思います。先ほどからずっと今議会でも論議をされておりますけれども、非常に厳しい状況だというのはもう御存じのとおりだと思います。

それに対して監査委員はどうするかということかと思えますけど、私、執行権ありませんので当然そこまで踏み込んだ話はできませんけれども、それに対する意見は述べております。

以上です。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 監査事務局長にお聞きさせていただいてよろしいでしょうか。——わかりました。

財政健全化債について、今後そのような形になるのかどうか。ならないで、いわゆる財政健全化債の発行等に至るまでにきちっとした財政再建ができるのかどうか、その辺の判断をお示し願いたいと思います。

議長（藪野 勤君） 谷君。

監査委員（谷 外嗣君） 再度の質問ですけど、現段階ではその件に対しては、監査委員としてはお答えできません。

議長（藪野 勤君） 以上で監査委員の報告に対する質疑を終結いたします。

以上で監査報告3件の報告を終わります。

この際、お諮りいたします。本日これより上程予定の報告及び議案のうち、平成11年度各会計予算17件を除く他の報告及び議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の報告及び議案のうち、平成11年度各会計予算17件を除く他の報告及び議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第25、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成10年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました報告第1号、専決処分の承認を求めるについて（平成10年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号））につきまして御説明を申し上げます。

専決理由につきましては、平成11年1月29日、泉南市信達葛畑におきまして発生いたしました山林火災の消火活動に伴い、緊急に経費の予算措置が必要となったため専決処分をしたものでございます。

3ページをお開きを願います。歳入歳出の総額にそれぞれ652万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ197億482万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、消火活動に伴います職員手当を初め、ホース等の破損による備品の購入や器具の修繕及び被服等の補充が必要となったため補正をしたものでございます。一方、歳入につきましては、5ページに記載をいたしているとおりでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

だきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 泉南市は山間部を多く抱えるまちでありますから、山林火災が時々起こるわけなんですけども、予算的には当初予算ではそういうものは一応組み込んで、その中でやっておると思うんですが、今回は特別にこういうことで補正予算を組むわけなんですけど、この予算の組み方についてちょっと御説明いただきたいと思います。

それから、消防団の費用は全然上がってないんですが、これは全然かからなかったということなのか、それは先ほどの当初予算の中で賄えたということなのか、この辺を御説明いただきたい。

それから、超勤手当とか食糧費、器具購入費の中身について、もう少し御説明をいただきたいと思います。

それから、火災の原因もひとつよろしく申し上げます。

議長（藪野 勤君） 小川消防長。

消防長兼署長（小川眞弘君） 議員御質問の件についてお答えいたします。

まず、これらに対する当初予算の組み込みでございますけれども、こういう大火災のことでございますので、当初の予算の中には組み込んでおりません。これは、発生した時点で補正もしくは専決ということで処理いたしている分でございます。

それから、消防団の費用でございますけれども、これは2の方で非常備消防費ということで、需用費が9万2千800円、それから備品購入費で5万1千400円を計上させていただいておりますけれども、これがその山火事において必要になった消防団の費用でございます。

それから、最後にあります職員の手当でございますけれども、これは時間外勤務手当として超勤手当ということで2万7千700円計上させていただいております。これは職員約60名分でございます。

それから、特殊勤務手当でございますけれども、これは水・火災等の出勤手当でございます、職員70名分でございます。

それから、需用費の中の食糧費でございますけれども、これにつきましては夜食、それから翌日の朝食と、それから昼食の費用でございます、これは消防職員と消防団員用でございます。

それから、需用費の被服でございますけれども、これにつきましては消防職員の防寒衣、それから救助靴等の購入費用でございます。これにおきましても、現場におきまして破損または汚れましたので、これに対する充当でございます。

それから、火災の原因につきましては、現在のところまだ調査時点でございますけれども、推定といたしまして入山者のたばこの不始末ではないかと、こういう推定をいたしております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） そうすると、消防団と言われる、そういう方も出勤されているということですね。そういう方についてのいわゆる超勤手当に当たるような、そういうものは要らなかったということなんでしょうか。その御説明をちょっといただきたいと思います。

それと、原因が大事だと思うんですが、これはどのような調査を具体的にされるのか。それから、それに対してやっぱり予防策というのは当然あると思うので、予防策についてどのように取り組まれるのか、その辺をお願いをしたいと思います。

それから、じゃ当初予算ではこういう山火事に対して想定をして予算を組むということはしてないということなんですけど、説明的には、かなりこれは大規模というけど、今回はそんな大きな火災でなかったと思うんですね、結果から見れば。前の金熊寺で起こった山火事はもっと大規模だったと思うんですが、財政がかなり逼迫した中で、お金がないからお金が出せないということはないのかもわかりませんが、実際は底をついてくればそういう問題も生じてくるんで、やはり初めから予算取りをしといてするのが私は正規なあり方ではないかと思うんですね。

そういう点で、やはり山があるわけですから、統計的に1つの基準で予算組みをしとくと、結果的に火災がなければそれでいいわけですから、そ

ういう点でやっぱり何ぼお金がなくてもどんどん出てくるような錯覚というんか印象を、僕ら予算を議会で議論しとって思うんですね。金がないという割にどんどん予算組まれてくると。それはどんどん借金がふえていくということだと思んですが、そういう点ではやはり初めからちゃんと予算組みをしとかないと、非常事態にスムーズに対応できないんじゃないかなと、支障が出てくるんじゃないかなと思うんですが、そういう予算の組み方でいいんでしょうか。

議長（藪野 勤君） 小川消防長。

消防長兼署長（小川眞弘君） まず、第1点目の消防団員に対する報酬というんですか、それにつきましては今回計上させていただいておりません。年間の報酬で一応出勤手当等は消防団員の方にはお支払いしておりますので、その中で賄っていただくということでございます。

それから、山火事の予防策でございますけれども、毎年春と秋に火災予防運動がございます。その火災予防運動中に、ことしも3月1日から7日までございましたけれども、その期間中に職員が入山して立て看板をつけるとか、そういう予防、それからまた大阪市の航空隊によるヘリコプターからの火災予防、それからまたことしは信達の林野組合の職員の方をお願いいたしまして、立て看板を入山したときに設置していただきました。

それから次に、こういう山火事を想定した段階での予算的措置でございますけれども、大規模火災とか長時間に及ぶ火災等につきましては、当初の予算では想定いたしておりませんので、こういう補正とか、また専決というような処分になってくるものでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 団の中で賄ってもらっていると。団もかなりこれは出ていただいたわけですね、ある意味でたくさんね。この間の議論では団は一般の方で年間4万円でしたか、手当が。だから、これは実際それを担うのは地域で働いとる方だと思わうんですね、消防団というのは。大阪へ勤めてる方はなかなか消防団といっても対応できないわけですから、そういう点では火事だとい

えば、恐らく仕事をされておると思わうんですが、仕事をほってすぐ駆けつけるという、こういう立場だと思わうんですね。

これはやはりそういう方の補償というんか、立場に対してはきちっと対応してあげないと、消防団になる方もだんだん減ってくるだろうし、そういう点では常設の消防職員の問題と、火事があればいざ駆けつけるというのは、常に待機をしとるみたいなものですわな。そういう点で責任も当然伴ってくると思わうので、こういう火災で大変なときに年間の手当だけで、特別な手当を出さないというあり方はね、職員には出しとるわけですね、もちろんこうやって。だからそういう点ではやはり考えてあげないと実際の消防活動に支障があるんじゃないかな、こう思います。これは意見にしときますから、またその辺は予算を組む場合でも、きちっとやはり常識的な、その人たちがそれにかかわって正当な対応をするようにぜひお願いをしたいと思わう。

それから、火災の問題で、どんな大きな火災が起こるかわかりません。そういう点でお金がないからというわけにはいかんわけですから、そういう点ではちゃんとそれは予算化をして、余った金は基金にでもするとか、何かそういう即応態勢、財政的にもちゃんと対応できるような、性格がそういう性格ですから、なければいけないわけですから、あつたときにはやはり財政問題で支障が起こらないようにするためには、お金を常にそれは特別にプールしとかないと対応できないわけですからね。

一般会計の中で常に必要なお金をどんどん使つてる中で、大きな火災ができれば当然お金要るわけですからね。そういう点ではそういうお金の手当というのをきちっとすることも市民が安心することの1つだと思わうので、これもぜひ予算の組み方の中身がいろいろ、技術的なテクニックもあると思わうけども、本質的に私はそういうお金の用意の仕方というのを我々議会にも市民にも示していただきたいと、そのように思わうのですが、財政当局もこのことはいろんなところを研究して、物の性格に合わせた行政の対応をぜひしてもらいたいと思わうんですが、最後に財政の方からそのこ

とについての考え方について御意見をいただいて、僕の質問は終わるときです。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 先ほど小山議員から、不用額でなぜ残したのかというふうな御質問もございましたが、この火災につきましては先ほど消防署長も御答弁させていただきましたように、基本は火災予防というのを重点に置いて各施策をやっていただいているところでございまして、不測のものについてはそのときに対応するというのが基本ではないかと思っております。

議長（藪野 勤君） ほかにありませんか。——和気君。

13番（和気 豊君） 論議を聞いておりまして、ちょっと腑に落ちない点が二、三ありましたので、改めてお聞かせをいただきたいと思うんですが、台風とかそれに伴う浸水、あるいは風の被害、地震、こういうものに対しては一定、不十分ではありますがけれども、不意の出来事故に対しては予備費というものがありませんし、同一款内流用という形で他の予算を款内で処理をすると、こういうこともできますし、そういう点ではそれなりに、一般会計全体で見れば具体的に処理できる対応策というのは、財政上あるだろうというふうに思いますが、それでも不十分だと。

やはり不意の出来事故に対して、歴年の統計等をとって対応しなければならぬということであれば別ですけど、一定一般会計ではそういう幅というのが、大変財政不如意のときですから大変でしょうけれども、一定財政上はそういう幅を持っているというふうに思うんですが、そういうふうに考えておくのは間違いなんですか。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 確かに臨時的にということですか、災害等を予備費で対応するということもございまして、今回はいわゆる一般的な補正によって対応させていただいたということでございます。

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第29、議案第1号 泉南市助役の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市助役の選任について提案理由を御説明申し上げます。

泉南市助役の上林郁夫氏は、平成11年3月31日付をもって任期満了となりますが、同氏を泉南市助役として最適任者と認め再任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の御同意を賜りたく、御提案申し上げるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書15ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単ではございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 本件につきましては、助役上林郁夫君の一身上に関する事件でありますので、上林郁夫君の除斥を求めます。

〔上林郁夫君、退場〕

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——小山君。

2番（小山広明君） 今、助役の選任したいという議案が出たわけなんですけど、行政改革の中でやはり組織のスリム化というのは、これは当然のやらなければならないことだと思いますが、実際一番市民に直接接触して実務をする職員というのは仕事を持っとるわけですから、これは減らしようが基本的にはないと思うんです、機構改革すれば別として。

そういう中で、管理職、管理に当たる方をスリ

ムにすることは、決裁も早くなりますし、いろんな意味で私はこれは大変いいことだと思うんですが、そういう中で泉南市は今2人の助役制をしいていらっしゃるわけなんです、これは大阪府下の他の自治体を見ても、人口の割合また職員数の問題からいっても、助役の2人はこれはぜひ1人にしてもらいたいという声がありますし、これは私は当然の声だと思うんですね。

そういう点で、こういう実際の人物を挙げて提案してくる中で、なかなかこれはその人そのものがどうだという議論ではなしに、やっぱり助役の今の2人制についてはどうかというのを、市長に基本的にはそのお考えを聞いておきたいと思うんですね。それがこの議案の提案の判断材料になるわけですから、市長の行革の中でのこの助役の2人制について、どういう考え方を持って今回提案されたのかということをごぜひお答えいただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 本市におきましては、平成5年4月1日から2人制を導入いたしております。最近の行政需要の多種多様化、また高度化、また市民ニーズの大変な高まりの中での的確に処理していくという中で、やはり2人制にして的確、迅速に事務処理を行うということが市民サービスにつながるという考えから、平成5年4月1日から2人制を導入いたしております。

大阪府下を見ましても、ほとんど現在複数制になっております。基本的にはそういう形が望ましいというふうに私自身も思っておりますし、今回もそういう形で御提案を申し上げているところでございます。

ただ、いろいろ御意見もちょうだいいたしておりますし、いろんな御意見もあるかというふうに思いますので、2人制を継続していくのか、あるいは変更するのかということにつきましては、いろんな御意見もお聞きする中で、次の助役の任期までに一定考え方を申し述べたいと、このように考えております。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 市長の考え方が今示されたわけなんです、そら助役だけをなぶるというわ

けにいかないと思うんで、やっぱり管理職全体の中で助役をどう位置づけるかという問題だろうと思いますし、当然今の組織のままで2人を1人にするというのは、それは市長が言われる市民に対するサービスの影響が出てくると思うんですね。

そういう点では、市長もこれまで考えを示されとるように、やはり各部署で考え方を持って判断を仰ぎなさいということを示すとということに、やはりその責任をどんどん現場におろして、現場が判断をするのが一番早いわけですから、そういうような1つの物の決定のあり方をする中で、そら1人より2人の方が当然いいのはいいんですが、一方では経費という問題もあるわけですから、そういう点では各部署、課なり、実務的な基本的な考えは市長が示された中で、そこにのっとって各現場が判断をして迅速にやっていくと、そういうことをやらないと、助役だけ2人を1人にするというわけに僕もいかないと思いますので、そういうこれまでの上で決裁をするというあり方をどんどん現場におろしていく中で、管理職のウエートを下げていくと、そういうことでないといかんと思いますので、次の助役を議会に提案するまでにそういう考え方を示してするということですから、その御答弁は了としたいと思います。

そういう点で、私が今言ったようなことで、役所の組織全体をそういう形で考える中で、ぜひ一日も早くそういう考え方を示して、直前になってやられると、やはりそれは人の問題ですから気分的な問題もありますから、早い段階で早く示していただきたいと思います。

以上です。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 行革の枠組みの中で助役という問題、2人制、1人制ということが今指摘されてるわけですけども、私は基本的には今の地方行政、都道府県、市町村という枠組みの中で、府出向の助役というのはまだ今の段階では必要であると。そのことによって本市の合理化とか効率化とか、あるいはいろんな予算配分を含めて一番効果的にやっていけるのではないかと思いますし、遠藤助役や福田助役、吉川助役等が果たした役割も極めて高かったというふうに考えさしていただ

いております。

ただ問題は、この辺ちょっと市長にお聞きしたいんですけども、実際問題、府の出向の職員の方も漸次的に減少してきているというふうに理解しております。その辺の御説明をいただきたい。その中で現行の助役制度。それと、2人制の場合にどういう分担をされてるのか、そういう形の職務任務をどのようにして提供されてるのかということですね。

それと、今さっき小山議員おっしゃいましたけども、市長も今、本議会は部長、委員会は課長、そして当該原課による自己裁定権云々という問題で今推し進められているということです。しかし、なおかつそれで助役は要らないというわけではないと思いますので、その辺の指揮体制に触れて、考えていることがございましたらお示し願いたい。よろしくお願います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、大阪府からの出向職員の件でございますけども、関西国際空港の整備ということもございまして、本市にも過去から大阪府から職員を派遣していただきまして、そしていろんな意味で活躍をしていただいているわけでございます。

ただ、一時かなりふえたという経過がございますけれども、現在は漸減、少しずつ減っていったらというか、減らしております。また、この11年度から若干減らす予定をいたしております。それは、当然市の内部職員が育ってきたということもございまして、またいろいろ今まで出向していただいて若い職員の指導もいただいたという部分の成果もございまして、したがって、それらについてはできるだけプロパーの職員で頑張っていたという考え方を持っております。

その中で、助役2人制につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、平成5年4月から2人制にしているわけでございます。その中で大きな役割を果たしているというふうには思っておりますが、いろいろ御意見もお聞きもしておりますので、これらについては次の機会までに再度いろいろ御意見を賜りながら一定の判断をしたいと、このように考えているところでございます。

それから、助役の分担につきましては、泉南市の助役事務分担規則によりまして、最近では平成7年の3月31日に改定をいたしまして、第2助役につきましては総務部、それから市長公室の空港対策室、市民生活部、消防本部、会計課及び教育委員会の事務、並びに健康福祉部の事務のうち特に市長が命じた事務を担当しております。第1助役については第2助役以外の事務すべてと、こういう分担といたしているところでございます。議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 簡単に。第1助役はどちらなのか、ちょっと私わからないので、その辺だけお示し願いたい。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 第1助役は上林郁夫でございます。第2助役が遠藤でございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 市長はかなり抽象的にその必要論についてお述べになりました。行政が過般の情勢の中で非常に複雑多岐にわたってきていると、こういう意味のことを述べられたんですが、もう1つ抽象的で私理解できないんですが、それでちょっと具体にお聞きをしたいと思うんですが、平生の行政事務についてはほとんどこれは部長クラスで、各部必要な行政事務については各部がそれぞれ担当するというライン、スタッフの構成ができていますから、問題はいわゆる政策的な判断ですね。これをどうしていくのかと、こういうことにかかわって極めて必要な部署だろうと、こういうふうに思うんですが、しかし、それも2年先、3年先、5年先、こういうふうなスタンスで見れば、大体年度当初にそれぞれ毎月部長会なんかもやっておられるわけですから、そういうところで部長なんかの意見を聞きながら、執行部、理事、当局といいますが、そういうところで政策的にゆがみない、間違いのない判断もできていくのではなからうかと。

ただ、年度途中で不意にそういう政策判断が必要になった場合に、なかなか事務レベルでは対応できない。そういうときにはそういう行政に精通した有能な政策判断ができる人材が必要になってくる、こういうふうに思うんですが、そういうこ

とは過去市長もずうっと理事、それから助役、公室長もやっておられましたし、それから今は市長ですし、もう5年目ですから、そういう不意に政策的な判断が求められるというような事件というのは、どういうことが具体的にあるんでしょうかね。

私は平生のそういう体制の中で十分に処理していけると、こういうふうに思うんです。これは財政が非常に厳しいという前提もあった上でのことです。余裕があればそれにこしたことはないわけですが、非常に厳しいと。ざっと計算しましても1,300万から400万ぐらいの間でのお金が必要ですから。人物論は私いっこも言うてないんです。いわゆる2人制という制度上の問題としてこれだけ出費が要ると、そのことの必要性が果たして政策的な判断を求める人材が必要なのかどうかと。こういうことを、ちょっとくどいですが申し上げているわけで、その辺の具体的な事例、ちょっと抽象的に言われましたので、何かこういう場合があったんだと、こういう場合に非常に有効適切に2人助役が機能して成果を上げたんだと、こういうことが具体的にあればお示しをいただきたい。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 平成5年4月から2人制にして、私、初めてその任を受けたわけでございまして、その当時、前市長、ここでも御答弁されたかというふうに思うんですが、特に泉南市の場合、関西国際空港という問題もございましたし、その地域整備あるいは周辺整備、そしてこれからのりんくう都市圏として大きな課題もたくさんございました。その中で特に市民ニーズの高まりと、それとやはり行政需要、これらに迅速的確に対応していくというためには、やはり所管を分担して、そしてそれらに的確に対応するというのが重要だというふうに御答弁されたということをお自身も記憶をいたしております。

その具体的な事例というのは、それはなかなか、たくさん現実にはあるわけでございまして、この場で一々それを申し上げるのもどうかというふうに思いますけれども、まず部なり課なりの当然事務レベルの判断なり、それから対応というのが

当然あるわけでありまして、なかなかそれだけでは十分でない部分というのがやはり相当ございまして、年間を通じましてですね。そういう場合に所管の助役の指導なり判断、それから決裁等を行うということに対して、有効に機能しているのは事実でございます。

先ほど分担も申し上げましたように、主にその役割分担もきちっと決めまして、特に泉南市の場合は関西空港という問題もございましたから、そういう部分は府の方から来ていただいている助役に主に対応をさせておるという形、それから権限的には財政と人事を一応分けてあるという形で、余り集中しないようにということにも配慮して分担をさせております。そういうことで2人制ということで機能を発揮しているというふうに考えているところでございます。

ただ、今和気議員もおっしゃいましたように、あるいはさきの方も言われましたように、いろんな御意見もあろうかというふうに思いますし、また泉南市の置かれている立場もやはり考えていく必要があるというふうに思いますので、今後その複数制ということについては一定の範囲内の中でいろいろ御意見も聞いた中で判断をしたいと、このように考えております。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私は、泉南市の行政も、いつも一定のところにとどまって試行錯誤を繰り返しているのではなくて、それなりにやはり発展をしているように思うんです。前市長のお話が出ましたけれども、その当時は、確かにあの方が市長になられたときには、いわゆる従来部長をやっておられた方と課長クラスといいますが、その辺との間にかなり年齢に断層がありまして、新しく部長としてという、40代前半ぐらいの若い方がおられまして、なかなか年齢的にも部長はどうかかなと、こういうふうな方も確かにかなりの層ありました。これは年齢層を見ればわかるわけですが、そういう点で一定大阪府からそういう専門職の出向を仰ぐと、こういう手だてをおとりになりまして、やむを得ない仕儀であつたらうというふうに思います。

それから10年以上たつわけですね。今いわゆ

る部を統括されておられる部長さんというのは、ほとんどが50代の前半から後半にと、こういう年齢層になってまいりました。十分部長として、そういう事務的な問題だけではなくて、いわゆる不意に出来た政策的な判断にもたえ得るような、そういうような人材に、私はいろいろ試行錯誤を繰り返しながら成長してきておられる、こういうふうに思いますよ。

ですから、それは判断の問題だというふうに思うんですが、私はそういう61年から14年間のはざまの中で、十分にそれだけの能力を具備されてきている、こういうふうに思います。そして、なおかつこういう方を育てていくために一定の政策判断をしていただく、このことがまさに今泉南市の行政を飛躍させていく上で求められているのではないかと、こういうふうに思います。

むしろそれが2人助役で、上に階上階を重ねる、あるいはむしろその階上階のこれが上支えというかもおもしろくなって、そういう政策判断をどんどんしていくような、そういう機会がむしろこっちに置かれてしまってる、こういうことになっていくのではないかと、こういうふうにも思います。

ですから、どうしてもやむを得ないときにはそういう迅速な対応をするためにも必要だろうけれども、今のここまで来ている行政のあり方からいえば、今の体制で十分ではないか、平時の体制で。新たにそういう、例えば関西国際空港が軍事利用されるとか、そういう大変な出来事で国にどんどん物を言うていかないかと、大阪府のいわゆる54年の岸知事の答弁をもう一度再燃して、府にもしっかりとした姿勢を求めていかないか、ということが具体的に起これば、そういう政策判断が本当に揺るぎなく間違いなくやっていく、そういう立場の人が必要だろうけれども、今私は、本当に財政は危機ですけれども、平時の状態だというふうに思いますよ。財政危機のあり方というのは、むしろ今まで2人助役の中でやってきた5年以降に大変な大型開発のこの事業が、それから駆け込みの同和事業が、むしろ今日の財政危機を生み出しているわけですから、そういう点ではこれは私は今の体制で十分ではないか、こういうふうに思うんですが、その点どうでしょうか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今の体制というのはちょっとわかりにくいんですけども（和気 豊君「今の体制というのは部の体制です」と呼ぶ）部の体制ということですか。（和気 豊君「はい」と呼ぶ）

御指摘ありましたように、各部で責任を持って処理するという体制ですね。これについては常々言っていましたけども、これについてもなおいろいろ御批判もちょうだいもいたしておりますので、先般も改めて指示をしたということでございますから、まず各部の足腰をきっちりと鍛えさせるということが何よりも大切だというふうに思っておりますので、そういう意味で先般もそういう指示をいたしたところでございますので、その行政体制、執行体制、これをきちんとすることについては、全く同じ意見でございます。

議長（藪野 勤君） 和気君に申し上げます。今、人事の案件でございますので、2回の質疑でございますので、その点御配慮願います。和気君。

13番（和気 豊君） 市長、もう一度それじゃこれからのあり方の問題について、今私が前段述べた部分については同意見だというふうに言われました。今の体制というのがちょっとわかりにくかったと思いますが、いわゆる今の助役を除くふだんの執行体制で十分ではないかというふうに思うんですが、そういう点で2人制度の見直しについては、もう一度お聞きをしたいんですが、今度府から出向の方は任期2年なんです、そのいわゆる任期明けのときには一定具体的な方向づけを議会に示すと、提案をしたいと、こういうことで承っていいですね。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） そのとおりでございます。

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———
—討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

上林郁夫君の入場を求めます。

〔上林郁夫君、入場〕

議長（藪野 勤君） ただいま助役に再任された上林郁夫君からあいさつのため発言を求めていますので、これを許可いたします。上林郁夫君。

助役（上林郁夫君） 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

ただいま助役就任に御同意を賜りまして、まことにありがとうございます。何分にも至らぬ私ではございますが、1期4年間の経験を生かしまして、微力ながら市長を側面から補佐し、また議会の御意見を十分にお聞きしながら泉南市発展のために全力で取り組んでまいりたいと思います。

どうか1期4年間同様、温かい御指導、御鞭撻を賜りますことを心よりお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、お礼のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

議長（藪野 勤君） 3時15分まで休憩いたします。

午後2時46分 休憩

午後3時16分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第27、議案第2号 泉南市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第2号、泉南市教育委員会委員の任命について提案理由の御説明を申し上げます。

平成11年1月31日をもって退任された赤井悟氏の後任として、亀田章道氏を泉南市教育委員会委員として最適任者と認め任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条

第1項の規定により、議会の御同意を賜りたく、お願いするものでございます。

なお、亀田章道氏の経歴につきましては、議案書19ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単ではございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。よろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第28、議案第3号 人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第3号、人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについての提案理由の御説明を申し上げます。

本市の人権擁護委員真鍋正子氏は、平成11年4月14日付をもって任期満了となります。同氏を泉南市人権擁護委員として最適任者と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の御意見を賜りたく、お願いするものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書23ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単ではございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしくお願い申

し上げます。

議長（藪野 勤君） 本件に関し、御意見等ありませんか。——御意見等なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、これを了承することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、日程第29、議案第4号 阪南市外一市一町隔離病舎組合の解散に関する協議について、及び日程第30、議案第5号 阪南市外一市一町隔離病舎組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま一括上程されました議案第4号及び議案第5号について、順次御説明を申し上げます。

まず、議案第4号、阪南市外一市一町隔離病舎組合の解散に関する協議について、その概要を御説明申し上げます。25ページでございます。なお、お手元に議案第4号参考といたしまして、施設の状況並びに沿革につきまして参考の資料を配付しておりますので、御参照いただきますようお願いを申し上げます。

提案理由についてでございますが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が平成11年4月1日から施行され、伝染病予防法が廃止されることにより、阪南市外一市一町隔離病舎組合を平成11年3月31日をもって解散する必要が生じたため、地方自治法第288条の規定により阪南市及び岬町と協議するにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求める必要から提案をさせていただくものでございます。

なお、阪南市外一市一町隔離病舎組合の沿革でございますが、昭和26年8月7日に尾崎町外7カ町村伝染病院組合として設立されまして、その後、昭和40年7月1日に泉南町が加入し、昭和40年12月25日に現在地に建物が建設され、現在に至っているところでございます。

次に、議案第5号、阪南市外一市一町隔離病舎組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、その概要を御説明申し上げます。27ページでございます。

提案理由についてでございますが、阪南市外一市一町隔離病舎組合の解散に伴い、組合財産の解散後の帰属について定める必要から、地方自治法第289条の規定により阪南市及び岬町と協議をするにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求める必要から提案するものでございます。また、隔離病舎組合の解散に伴います財産につきましては、議案第5号参考として土地、建物、位置関係を議案書29ページにお示しをしております。

以上、甚だ簡単でございますが、どうかよろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより本2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本2件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第4号及び議案第5号につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第31、議案第6号 泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第33、議案第8号 泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上3件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案3件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま一括上程されました議案第6号、議案第7号及び議案第8号につい

て、順次御説明を申し上げます。

まず、議案第6号でございますが、泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。31ページでございます。

まず、提案理由でございますが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が平成10年3月31日に公布、同日施行されたことに伴い、本市の市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する公費負担の限度額を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、第4条の一般運送契約、タクシー等の借りにつきましては、日額「57,800円」を「60,200円」に、一般運送契約以外の契約であります自動車の借りにつきましては、日額「15,000円」を「15,300円」に、燃料代につきましては、日額「7,210円」を「7,350円」に、運転手を雇用した場合の報酬につきましては、日額「11,200円」を「11,700円」に改め、第6条の公費負担の限度額を「57,800円」から「60,200円」に改正するものでございます。

次に、議案第7号、泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。35ページでございます。

まず、提案理由でございますが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が平成10年3月31日に公布、同日施行されたことに伴い、本市の市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に要する公費負担の限度額を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、第4条のポスター掲示場の数に乗じる金額「489円50銭」を「501円99銭」に、また、それに加える金額「272,435円」を「301,875円」に改正するものでございます。

次に、議案第8号、泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上

げます。39ページでございます。

まず、提案理由でございますが、公職選挙法の一部を改正する法律が平成9年12月19日に公布され、平成10年6月1日に施行されました。今回の改正におきまして、選挙公報の掲載文の字数制限が廃止されたことに伴い、本市の市議会議員及び長の選挙における選挙公報につきましても同様の改正をするものでございます。

改正の内容といたしましては、選挙公報の掲載文の字数制限を規定しております第3条第2項及び第4条のただし書きを削り、その他所要の規定の整備を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、それぞれ条例の改正についての説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。議長（藪野 勤君） これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。———質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。討論はありますか。———討論なしと認めます。

これより本3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本3件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第6号から議案第8号までの議案3件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第34、議案第9号 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第9号、報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。議案書の43ページでございます。

提案理由でございますが、本年4月1日より樽

井火葬場及び西信達火葬場において、御希望の御遺族の方につきましては、原則として即日お骨揚げを実施することとなりましたが、これに伴う火葬従事職員の処遇改善のため、別表中の区分に火葬従事職員として新たに設定し、当該職員に係る報酬額を市長が定める額として追加するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第35、議案第10号 特別職の職員の給与に関する条例及び泉南市教育委員会の教育長の給料及び旅費条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第10号、特別職の職員の給与に関する条例及び泉南市教育委員会の教育長の給料及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。47ページでございます。

現在、本市の厳しい財政状況に対処するため、行財政改革を積極的に推進し、健全財政に向け鋭意取り組んでいるところでございます。その中には職員の痛みを伴うものもあり、市の組織のトップ層も痛みを分かち合い、行財政改革を今後も強力に進めていく必要がありますことから、経費節

減の一助とするために特別職等の給料の一部を減額することとし、本条例案を提案するものでございます。

改正内容につきましては、特別職等の給与を10%減額するものであり、市長につきましては91万円を81万9,000円に、助役につきましては78万円を70万2,000円に、収入役及び教育長につきましては71万円を63万9,000円に減額するものでございます。

減額措置の期間につきましては、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの1年間となっております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第36、議案第11号 泉南市教育委員会の教育長の退職手当に関する臨時措置条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第11号、泉南市教育委員会の教育長の退職手当に関する臨時措置条例の制定について御説明を申し上げます。51ページでございます。

教育長の在任期間中、本市の市政発展に寄与した赤井 悟前教育長に対する退職手当を加給するため、本条例案を提案するものでございます。

条例案の内容につきましては53ページにお示ししておりますが、特別職の職員の給与に関する条例第8条の規定を準用し、平成11年1月31日付で退職した赤井 悟前教育長に支給する退職手当については、泉南市教育委員会の教育長の給与及び旅費条例第3条第2項中、「一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による」とあるところを「職員の退職手当に関する条例第3条の規定により算定して得た額に8,839,500円を加えた額とする」と読みかえるものでございます。

その算出根拠でございますが、教育長の報酬額に在職月数及び本市における前例を踏まえた率を乗じて得た額とするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———成田君。

14番（成田政彦君） 前教育長の退職金の問題ですけど、まず第1に、883万9,500円を加えた理由をもう一度詳しくお願いしたい。

それから、第3条1項に伴う退職手当は幾らもらっているのか、それもお伺いしたいと思います。議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 成田議員さんの御質問でございますけれども、まず2点目の第3条1項に基づきます退職金でございますけれども、赤井教育長につきましては、平成4年の3月から平成11年の1月までということで、通算6年11カ月ですか、ですから計算方法としては給料掛ける6年ですね。それと、その掛け率100分の75を掛けまして、319万5,000円を支給いたしております。

次に、883万9,500円の算出の根拠でございますけれども、今回のこの金額につきましては加給金という形で積算いたしております。従来から特別職等につきましてはこの形で計算をして提案させていただいているものでございますが、これも給料71万円掛ける在職月数83カ月掛ける、教育長、収入役につきましては100分の15という計算式でございますので、これを掛けますと

883万9,500円ということになります。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） そうしますと、前教育長は平成4年から平成11年の間に、3条の1項に基づく退職手当が319万5,000円、それからこの加給金が883万9,500円で、1,200万何がしのお金を、7年間働いたということでもらえるということですね。一般の労働者から見て、7年間で1,200万と。

私、お伺いしとるんですけど、もう少しね、計算式——883万にした計算式は言われたんですけど、それではちょっと納得できない理由なんですわ。加給金ですからね。いわゆる一般職の場合の319万、これは納得できます。これは一般職の職員の方も当然もらえるんですから。この883万9,500円というのは、この教育長にはいかなる理由があってこういう加給金を渡すことができるのかね。それでは全然わかりませんわ、その理由では、計算式では。もう少し具体的にどんな功労があった、どんなそういう市に尽くしたか、具体的にね。

そうでしょう。先ほど特別職の給与に関する条例及び、これで、議案10号で助役がどう言ったか知ってますか。本市の厳しい財政状況、それから経費が厳しい、職員のトップも痛みを伴わなきゃならない、よって10%。それから、さらにことは市長は一般職の定昇まで、これも痛みをせなあかんと言うて、これは何ですか、全く天に吐くようなことをやるんですか、ここで。

この議案第10号の理由でいったら、883万というのは、現在の泉南市の経常収支103.5%、人件費六十数億円、年間5,000万円の伸びですわ。この厳しい中でこういう議案第10号を出されて、みずからやったんでしょ、減給10%まで。この理由からいったら当然883万というのは、市民感情から見たら、財政事情から見ても、これを払うかどうかは考えなけりゃならないんと違いませんか。そこをちょっと、非常に厳しい財政規模で、市民も非常な状況、施策を打ち切る、それで職員も定期昇給ストップ、それで三役も10%カット、しかし、やめる教育長に対しては88

3万のお金を出すと、これはどういうことですか。ちょっと納得する理由を。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 成田議員の御指摘、財政状況が悪い中でということでございますけれども、この加給金につきましては、従来からも特別職等につきましては、市長につきましては100分の25、それと助役につきましては100分の20、収入役と教育長につきましては100分の15という形で、一般職の職員の計算した分プラスこういう計算式で従来から提案をさせていただいて、それに基づいて支給をしているという過去の例がございますので、今回もそういう形で上げさせていただいたものでございます。

それと、各市の特別職等との比較をいたしましても、各市はほとんどが特別職等につきましては退職金の条例を制定してるわけでございますけれども、本市の場合は制定していないということの中で、退職されたその都度こういう形で提案をさせていただいているものでございます。

各市の例を見ますと、大体教育長、収入役あたりで100分の25から20、その辺が一般的なものだというふうに考えております。各市と比較してもそうべらぼうに高額になるということではないというふうに考えております。

ちなみに、人口10万未満の同規模の市で83カ月勤続した場合、それと比較いたしましても阪南ブロックでも1,100万円から1,200万程度の退職金は支出しているというのが通例でございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 私は今さっきの市長公室長の、各市と比べてべらぼうに高くないと。あなたね、今泉南市の財政状況どないなってるか知ってますの。あすにも赤字再建団体になるかわかんような厳しい状況なんでしょう。べらぼうに高くないって、7年間で883万—民間会社でくれますか。40年間働いても1,000万円ぐらいしか退職金くれないんですよ。今厳しいリストラをやる。今物すごいリストラに遭ってるんですわ。僕らの世代もそうだけど、退職金も半分、片道切

符、これが民間の状況でしょう。それをたった7年間で883万円、こんな市民が聞いたらどう思いますか。

それと、各市の状況で、こんな今の時代、議員もリストラに遭ってるけど、今の時代そんな、例えば条例をつくってお手盛りの特別功労金を出す、こんな時代ではないですよ。そら財政が豊かだったらわかりますけどね。例えば兵庫県の市町村でこの功労金制度というのは、自治省なんかと話し合っって、こういうのはもうなじまない、兵庫県なんかではもう功労金制度はないんですわ、こういうのは。

それから、泉南市は助役にせんべつ金を渡してないと思うんですけど、この間新聞報道に載ったでしょう。熊取か泉佐野の助役に対してせんべつ金を渡しとったと。これも府民感情になじまないということ、返さなあかんということが最近の新聞に載ったでしょう。大阪府ですらそんな、たった2年行くだけの助役に対してそんなせんべつ金はおかしいということで、これは渡さないと、こういう時代ですわ。

それなのに、こんなに厳しい財政状況の中で、そして市長は言ってるんです、行政改革やと、一般経費は10%削減しなきゃならないと。それなのにこの883万円だけは捻出するんですか、7年間の仕事に。どうなんですか。もう一度、泉南市の行財政改革、赤字の今の非常に厳しい財政の中と、この883に対するつり合いある答弁をお願いしますわ。納得できる答弁を。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 納得できる答弁と言われましても、これは従来から特別職等につきましてはこういう形で支給をさせていただいておりますので、今回も同じ形で提案をさせていただいたものでございます。ですから、ひとつそういう過去の状況を踏まえた中で御理解を賜りたいというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 従来からだったらね、例えば議案10号なんていう議案は出てこないんですわ。従来だったらこの議案第10号みたいな、特別職が10%カットするとか、さらに一般職員

の皆さんにも定期昇給までさせないという、これは非常時、日常ではないんですわ、今。非日常でしょう、財政は。こういう時期での非常時、財政的には完全に非常時なんですわ、こういう収入も少なく、こういう事態のときのいわゆる三役はどうあるべきかと。今回は10%カットされて、助役の言うとおりですわ。本市の厳しい財政状況、職員のトップ層も痛みを分かち合わなあかん、経費が厳しいと、行政改革やと、こういうことを言うとするでしょう。その舌の根も乾かないうちにこれでしょう、今度。

883万というから、三百幾ら加えたら1,200万ですわ。1,200万というたらね、知ってますか。泉南市の紡績工場に働く一般の労働者の退職金は幾らもらってるか知ってますか、三十数年間働いて。40年間働いて幾らもらってますか。ちょっとそれ知ってますか、商工課の方。それから、ここにも大企業がありますわな。その人たちの給料が35年働いて1,200万円もらえますか。7年間で1,200万でっせ、これ。商工課では、この地域の労働者の働いてる退職金は、統計的には幾らぐらいもらってますか。35年でいいですわ。どの程度ですか。市民生活部、統計出しとるでしょう。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 申しわけございませんが、数字的にはつかんでおりません。

議長（藪野 勤君） 成田君、簡潔に願います。成田君。

14番（成田政彦君） そらもう世間の常識……、今非常時ですわ。非常に厳しい、仕事もない中で、ちょっとそのぐらい調べて答えてもらわんと、1,200万ですよ、7年間で。泉南市の人件費は大体60億ですから、大体5,000万ずつ伸びるとしても、比較してもそのうちの3分の1ぐらいやね、1,200万というたらそのぐらいの額の分がこれだけ取っていくんだけどね。ちょっと答えなさいよ、それ。

この1,200万を我々議員に、確かにこういうお金というのは泉南市で働いてる多くの中小企業の労働者とか、大企業の皆さんの退職金にまあ理解できる、かみ合った退職手当やということの説

明をちょっとしてくださいよ。7年間ですよ、これ。たった7年間。

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 確かに一概に民間の企業の方の統計データは、先ほどお答えしましたように持ち合わせておりませんが、単に今の経済状況も含めて大変厳しいというのは承知をいたしております。ただ、今7年間で千数百万というふうなお話もございましたけども、提案理由でも御説明をいたしましたように、今教育環境は大変厳しい中、泉南市教育委員会のトップとして大変御苦労いただいたということと、今までの例によるということで、こういう金額を算定をいたしたものでございます。

ただ、我々として、今現職にある者につきましては、先ほど提案させていただきましたように10%減額して鋭意取り組むということでございますが、退職された方でございますので、なお従前による例とさせていただいたということで御理解をお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 成田君、まとめを願います。14番（成田政彦君） いやいや、またおかしなこと言われたんですけどね、教育委員会のトップとして頑張っておられたと。何も教育委員会のトップが頑張るとるんじゃないくて、市の職員の皆さん、例えば臨戸徴収しとる市の職員の皆さん、ごっつい頑張るとるわね。あの人らは功労金要るぐらいに僕は思うけどね。物すごい頑張るとる人、そういう一般職の人は功労金ないでしょう、一銭も。ちょっと聞きたい。どこで何を頑張るとるのや。ちょっと比較してくれや。何で頑張ったの、ちょっと答えてよ。

〔成田政彦君「何頑張ったんや、一体教育長は。非行でも減ったのか。何頑張ったんや、ちょっと答えてみ」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 臨戸徴収については我々もやるとるわけですけども、そういうものと教育長の仕事と一概に比較できるものではございません。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） そんなものは答えになっ

てないよ。そんなもので納得できますか。あなた方は議案第10号では、三役たる者はみずから減給し、市民感情、それから職員のトップ層も痛みを、本市の厳しい財政状況、経費節減厳しいと、まさにこのことを言うところじゃないですか。これと1,200万をどう説明するかと僕は聞いとるんですよ。

だから、今非常時でしょう。普通の時期だったら、まあそれでもごまかされるかわかりませんが、今我々はそんなことは絶対納得できませんわ。（巴里英一君「ごまかすというのは」と呼ぶ）いやそれは例えのことであって、今の現状で職員の定期昇給もカットされる状況で、同じことにできますか。ただ、10年前加給金もらいましたと、今度も行きます—そんなことはあきまへんで、今状況が違うんだから。前回のことと全く財政状況違うんですよ。加給金は出しませんと言うなら確かにわかりますわな。もっと説明してくださいよ。

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 先ほどもお答えをいたしましたように、いろいろお仕事の内容によってそれぞれ退職金というのはそれぞれの決められた方法で出されているというふうに思っております。

今回の前教育長の退職金につきましては、なお従前の例によってやると。その理由につきましては、先ほども申し上げましたけども、教育環境が大変厳しい中、非常に重い責任を持っていただきながら7年間勤めていただいたということでございますので、それに対応する額として従前の規則というか、決まりどおりの形で出させていたいただいとるということでございます。

議長（藪野 勤君） 成田君。成田君に申し上げます。もう何度にもなり、時間が経過しておりますので、まとめてください。

14番（成田政彦君） 社会的常識から見て、これだけ不況の中で一般の人がリストラに遭って、退職金もまともにもらえないと、こういう社会情勢の中で、従来どおりのこういう加給金を渡すという市の助役の感覚を疑うんですわ、僕は。そうですよ、あなたの感覚を疑うんですよ、こういうことを平気で説明するの。

それと、先ほど議案第10号で厳しい節減を平気で言うて、今度はさらに何ですか、教育長は仕事の中身が違うとかということで、そんなもんだれが納得しますか、そんな理由で。

だから、議案第10号の中身と今度の功労金の880万の整合性ある理由を示しなさいよ。全くこれ整合性がないでしょう、あなた方。片方では削つといて、片方ではこれを出そうということでしょう。

〔成田政彦君「子供でもわかるで、こんなこと、聞いとつたら」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 確かに今本市の財政状況厳しい中で、先ほど私どもの10%の減額、あるいは今議会でも再三お示しをしてますように、職員の方々にも一定、定期昇給の取り扱いについて申し入れをさせていただいておるのは事実でございます。そういう感覚で我々現在行財政改革に取り組むという点で積極的にやっておるところでございます。

ただ、本11号議案の件につきましては、既に退職をされた教育長さんの退職金ということでございますので、従前の例によって支給をさせていただいておるといってございまして、引き続き私どもといたしましても、現職でといいますが、市で働く者が一丸となって市財政の健全化に向けて取り組むというのはこれまでどおりでございますので、御理解をよろしくお願いいたしたいと。

議長（藪野 勤君） ほかにありませんか。——成田君。

14番（成田政彦君） 私は、その1,200万という金額については、泉南市で働く多くの障害者の方、母子家庭の方、それから民間の紡績工場で働く方、それから多くの——大きな企業もあるんですけど、35年間働いたって1,200万というお金は決して手に入ることはできませんよ。それを教育長の仕事の中身だとか従来からだという、その思想なんや。行政改革、それでやれますか。

最後に言いますけど、従来そのまま渡すのやと、加給金を。それなら従来そのままの思想で今の行政改革できますか。金は出すということですからね。

言葉で言うだけや、そんなことは。従来そのままでこういうことはするんでしょう。やっとなことと言うことが全く反しとる。以上のことを強く言います。

議長（藪野 勤君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 今、成田議員の方から、財政の事情と比較してかなり厳しい御意見が出たように思います。ただ1つ、今の答弁を聞いていて残念だったのは、民間との状況を市として把握していないという点については、非常に残念でなりません。これは1つの仕事としてきちっとしていただきたいなというふうにもうもって申し上げたいというふうに思います。

今回の臨時措置条例でございますけれども、どうもやっぱり一般市民から考えますと、退職金を2つもろうというような感覚でとられてしまうということでございます。1つは条例に基づいて319万5,000円、これは既に退職金として支払われておるわけでありまして、その金額と加給金ですね。この加給金の性格の問題もあるんでしょうけども、功労金としてとらえるのか、第2退職金としてとらえるのか、これによってまた評価も変わってこようかと思いますが、正規の退職金と比較してもかなり高額であると、そういった点もあるかというふうに思います。

以前にもこのような議論があったかというふうに思うんですけども、退職金一本として統合するといいますが、考え方として整理をしようとしたことはないのか、そういったことが可能ではないのかどうか、その辺についてお伺いしたいというふうに思うんですが、いかがなんでしょうか。

議長（藪野 勤君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 議員おっしゃるとおり、以前にも当市議会でそういう意見は当然出ております。それを受けまして、私どもはいろいろ協議もしておる最中でございます。やはりこういう二本立てと申しましょうか、どうも理解が得にくいというのは私どもも十分認識をしておりますので、早い時期に条例の一本化をしたいなと、かように思っております。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 上林助役の方から御答弁をいただきましたので、前回のときも多分同じような答弁だったというふうに思いますので、ぜひとも早急にしていただきたいなというふうに考えます。

それと、やはり二本立てのとらえ方ですけど、非常に微妙だというふうに思うんです。今御説明があったように、従前からそのような形でしてるということも十分に理解をしますし、今財政の関係でこの赤井さんの分だけ議会として否決をすれば、形として何か赤井さんが問題があったようにとられてしまうというのは、自分としても非常に残念な思いを結果としてしてしまうおそれがありますんで、そのあたりは提案するまでにきちっとその辺を整理をして提案をぜひしていただきたいなというふうに思います。それは意見として質問を終わらせていただきます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 本来の退職金の額に対して加給するという概念ですが、それが本来の退職金よりも倍以上出すという、そのことですね。それはやっぱり僕は全然納得できないと思いますし、今も言ったように、当面具体的にもらう方の名前を挙げて出してきて、この議論を今どうするかというのは大変やりにくい問題があるので、今日までにこの問題はやっぱり行革の中の重要な柱だったと思うんですね。従来普通にもらうものを下げるとのことまでやっとなわけですから、その上に今度加給するというんですから、全然逆なことをやるわけですね。

やっぱりこれ、一般の公務員と比べても本給そのものが高いわけやから、319万にしても多いわけでしょう、年数からいえば。この方は当然公務員であったわけですから、教育長になるときも退職金を受けとるわけですね。そういう点で、やはりこれは明らかに世の中ではお手盛りという部分ですよ。

そういう点で、行政の方でちゃんという方法を考えて、やっぱり加給するということは今回はやめるといって、しかし、今日までその整備をしてこなかったことについてどうするかというのは、これは行政の側で考えてもらわんと、議会の

方にしんどい——個人のそういう名前のかかわる中での判断をさすというのは議会も大変しんどいわけですから、しかしこれは議会に責任あるわけじゃないわけですね。

これは平島さんのときにも、本来の退職金に対して加算するものはるかに多いというのは問題だと、どれだけ多くても本来の退職金の範囲内とするのが、もし出すとしてもそうすべきじゃないかという議論は十分されてきたわけですから、今回こういう形でそういう整備をせずに今日まで放置してきて、そしてこの赤井さんという具体的な名前を挙げてここで議論せないかんとというのは大変残念なんです、これはしかしこっちの方に責任あるわけじゃないわけですから、そういうことの矛盾、それから慣習的な問題については行政の方でちゃんと考えていただいて、やっぱり市民の側に立って、この加給の問題についてはやはり市民の理解が得られるような出し方をしてもらわないと、私はこれなかなか納得しにくいと思うんですが、そういう点で今までの議論を踏まえて行政の方の考え方を聞いておきたいと思います。

これは至ってやっぱり市長の政治姿勢にかかわる問題ですから、市長が全体の行革の中でこの特別職のお手盛りの部分についてどうメスを入れるか。これは一番先にメスを入れないかんことです。市長は本来の本給にも手を入れとるわけですから、そういう点では一番先に手を入れないかんこのお手盛りの部分、市民から見れば当然そう思うわけですから、そのことはすぐに考えていただかないといけない部分だと思うんですが、市長、ほんとにこれは市民にこれから行革のしんどいことを求める立場ですから、そういうところをちゃんと市民がわかるような御説明なりをしていただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 退職金については、一般職と特別職と本来やはり分けて考えるべきだということに思っております。ただ、本市の場合、特別職の退職金条例というものがございませんので、特別に制定しておらないわけです。この付近では熊取町と泉南市だけが残ってるというような状況でございます。これは先般の協議会でもいろいろ

御意見をいただいておりますので、早晩また御提案もしてまいりたいというふうに考えております。

その中で、一般職の退職金と同様の計算の部分と、それから特別職としての従前からの支給の1つのモデルがございますので、それを合わせた形でお支払いをするということといたしております。ですから、本来は一本に、先ほど真砂議員からも御提案ありましたように、一本にまとめてきちっと条例化するというのが一番いいかというふうに存じますが、今回それにまだ至らなかったということもございまして、一般職の部分と同様に計算した部分と、それから特別職としての加える部分という形で上程をさせていただいておりますので、御理解を賜りたいと存じます。近いうちに整理をしたいというふうに思います。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 何か今の答弁聞いとると、こうして特別に加給する部分を条例化して、一々議会での審議なしでも出せるようにすると、そういうふうにしか聞こえないんですけどね。そら一般職と同じといたって、それは出し方の1つの基本は同じでしょうけども、基本給そのものが違うわけですから、当然多くなるわけですね。そこで特別に多い給料というんか報酬をいただいておって、その上になお率を上げるというのはやっぱりこれはお手盛りですよ。そんなことはもう許されないでしょう、特別に。

そういうことで、特別職の報酬というのは給料じゃないわけやから、それは自由にその額は決めとるわけですよ。市長かてそうです。我々議員でもそうですよ。それは、政治的とか、市民の感情を入れて我々が決めていくべき問題であって、その上になおまた退職金を、一般の職員の計算の数字を使いながら、そこになおまた加算をしていくという、加算に加算を重ねるようなあり方というのは、とても私は理解できないと思うんですがね。

市長、何か今の議論をしないと、逆にこういうように一々加給することがいいかどうかというのを議会で諮ってきたこのことが、変則的で余りよくないと。初めからもう条例に、特別職は特別に退職金出すことも多く出せるようにしとくんだと、

こういう姿勢なんですか、あなたの。それは行革と全然違うんじゃないですか。何で特別なんですか、特別職というのは。それは報酬の中でちゃんと網羅されるべきであって、当然一般の職員よりも多くなりますよ、それだけでも。

だからそういう点で、特別というのは待遇が特別というんじゃないし、責任の重さ、仕事の持っている意味が特別であって、何もそれが特別にその給料を決める上において、退職金までまた加算をしていくと、こういうあり方はとても私は市長の行革姿勢というのは理解できないし、市民の多くも理解できないと思いますよ。市民は余りよく知らんから黙っとると思いますが、こんなことが知れて、319万の正規の退職金が出た上になお800万以上のお金を加算して出すんだ、そんなことだれも理解できないと思うんですが、市長、何かこの議論を通して、それをもう自動的に出すようにしたいと、そういう姿勢なんですか。

議長（薮野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 自動的に出すというよりも、特別職の退職金の条例として制定をするということでございます。

議長（薮野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） だから、それは基本姿勢としては、現在一般職に倣うということで条例化しとるわけですから、これも条例ですよ。それでは、それよりもいわゆる多く出すようにしたいという、基本的にはそういうことなんですか。それやったら全然違うんじゃないですか。

だから、そういうように改正をするということを確認に述べられて、何かテクニク的に出し方が問題だと、答え的な結論は別に間違っていないだという、そういう姿勢というのはやっぱり問題じゃないでしょうか。それで行革できるんでしょうか。

議長（薮野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 特別職の退職金条例の制定に際しましては、大阪府下の各市の状況等、我々の方でも把握いたしておりますので、その最低レベル程度で検討をしたいというふうに思います。

〔巴里英一君「議長、議事進行で」と呼ぶ〕

議長（薮野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） この問題で大体行ったり来たりという感じがありますので、若干休憩をとっていただいて、諮れるものなら調整いただいたらというふうに、休憩ということで議事運営を諮っていただきたいと思います。

議長（薮野 勤君） 暫時休憩いたします。

午後4時16分 休憩

午後5時 流会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 薮 野 勤

大阪府泉南市議会議員 北 出 寧 啓

大阪府泉南市議会議員 林 治